

令和 7 年

建設委員会会議録

と き 令和7年6月30日

品川区議会

令和7年 品川区議会建設委員会

日 時 令和7年6月30日(月) 午前10時00分～午後3時11分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 新妻 さ え 子 副委員長 せ お 麻 里
委員 松永 よ し ひ ろ 委員 ゆ き た 政 春
委員 安藤 た い 作 委員 中 塚 亮

欠席委員 委員 木 村 健 悟

出席説明員 鈴木 都 市 環 境 部 長 鴫田 都 市 整 備 推 進 担 当 部 長
(広 町 事 業 担 当 部 長 兼 務)
高 梨 都 市 計 画 課 長 川 原 住 宅 課 長
小 川 木 密 整 備 推 進 課 長 中 道 都 市 開 発 課 長
大 石 ま ち づ くり 立 体 化 担 当 課 長 森 建 築 課 長
中 西 環 境 課 長 篠 田 参 事
(品 川 区 清 掃 事 務 所 長 事 務 取 扱)
(資 源 循 環 推 進 担 当 課 長 事 務 取 扱)
溝 口 防 災 ま ち づ くり 部 長 七 嶋 災 害 対 策 担 当 部 長
(危 機 管 理 担 当 部 長 兼 務)
櫻 木 地 域 交 通 政 策 課 長 山 下 交 通 安 全 担 当 課 長
川 崎 土 木 管 理 課 長 森 道 路 課 長
(用 地 担 当 課 長 兼 務)
大 友 公 園 課 長 関 根 河 川 下 水 道 課 長
羽 鳥 防 災 課 長 遠 藤 防 災 体 制 整 備 担 当 課 長
星 災 害 対 策 担 当 課 長

○新妻委員長

ただいまより建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

本日、木村委員は欠席とのご連絡をいただいております。

また、道路課長、公園課長、河川下水道課長、防災課長は、議案審査のため、総務委員会への出席を予定しております。一時退席することとなりますので、あらかじめご了承願います。

審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて進めてまいります。

最後に、机上に配付しております令和7年陳情第19号の写しは、議長より参考送付を受けたものでございます。後ほどご確認ください。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

1 議案審査

(2) 第71号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）

○新妻委員長

それでは、予定表1、議案審査を行います。

初めに、(2)第71号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○櫻木地域交通政策課長

私からは、第71号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算のうち建設委員会所管分の概要について説明をさせていただきます。

最初に、歳出予算補正についてです。補正予算書の18ページ、19ページをお開きください。下段、6款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁費へ1,000万円を増額し、補正後の総額を27億197万7,000円とするものです。内容は、右側19ページ下段の説明欄にございますように、道路改良事業として雨水貯留浸透舗装整備（グリーンインフラ）に係る経費でございます。

次に、20ページ、21ページをお開きください。上段の3項河川費です。1目河川下水道費に1,800万円を増額し、補正後の総額を26億9,331万7,000円とするものでございます。内容は、右側説明欄にございますように、耐震化推進事業のうち、地区内残留地区（勝島地区）の工事実施設計委託に係る経費です。

次に、下段、7項防災費でございます。1目防災費に1,428万4,000円を増額し、補正後の総額を13億4,937万4,000円とするものでございます。内容は、災害対策用井戸事業として309万8,000円、感震ブレーカー普及事業として160万円、備蓄物資購入・管理費（簡易トイレ）に係る経費として958万6,000円となっております。

次に、ご参考として、歳出予算補正額に係る財源、歳入についてです。予算書お戻りいただきまして14ページ、15ページをご覧ください。上段の14款都支出金、2項都補助費、5目土木費補助金と

して1,160万円を追加しております。内容としては、歳出でご説明いたしました初期消火体制強化費の感震ブレーカー普及事業として160万円、道路改良事業の雨水貯留浸透舗装整備として1,000万円となります。

一番下の表、19款諸収入、4項受託事業収入、3目土木費受託収入におきましては1,800万円を追加計上してございます。これは、河川下水道費の耐震化推進事業の受託料収入でございます。

私から概要の説明は以上ですが、補正予算の詳細につきましては、この後、各所管課長から説明をさせていただきます。

○森道路課長

私からは、道路におけるグリーンインフラ（雨水貯留浸透舗装）整備についてご説明いたします。資料をご覧ください。

区では、区内全域で雨水の貯留や浸透を含めた治水対策を一層推進するため、品川区総合治水対策推進計画を令和7年度に改定予定でございます。また、東京都においても、令和5年12月に東京都豪雨対策基本方針を改定し、グリーンインフラの推進を位置づけ、レインガーデン等による雨水貯留機能を強化することとしております。

これを踏まえて、区では東京都と連携し、道路におけるグリーンインフラの普及啓発のため、大井町駅西口駅前広場の歩道の一部に、雨水の貯留・浸透機能を有した雨水貯留浸透舗装の整備を行うこととし、流域全体で水害に強いまちづくりを進めることといたします。

「2.事業手法」です。整備箇所は、位置図のとおり、大井町駅西口駅前広場のバス停脇にある歩道部分です。中央の図には詳細の整備範囲とイメージを示しております。具体的な機能は、左下の舗装断面イメージにあるように、歩道に特殊なブロックを敷き詰め、舗装面から雨水を浸透させ、ブロック内部に一時的に貯留し、ブロックの底から雨水を徐々に地中に浸透させるものです。

まずAの部分、約10平方メートルです。東京都では、雨水流出抑制に係る取組に賛同する事業者などで東京都と一緒に普及啓発を行う「雨水しみこみアンバサダー」を募集し、現在、75の事業者が認定されております。このうち1者と協力し、事業者負担にて、都内初の貯留浸透機能の効果が見える「見せるレインガーデン」の整備、管理および効果検証を実施します。なお、雨水しみこみアンバサダーには品川区も認定されており、雨水流出抑制に寄与する設備の導入に係る取組を東京都と連携して進めることとしております。

次に、Bの部分、約80平方メートルです。区の事業として歩道部分全体を整備し、雨天時の路面状況を確認し有効性を検証します。整備費用は、全額東京都の補助金を活用し進めてまいります。

「3.補正内容」をご覧ください。工事費として1,000万円を予定しており、その全てに東京都の補助金を充当する予定としております。

「4.整備スケジュール」をご覧ください。補正予算をいただきましたら、契約事務を進め、9月から工事を開始し、年内には完了させたいと考えております。

○関根河川下水道課長

続きまして私からは、地区内残留地区（勝島地区）耐震化工事実施設計委託についてご説明いたします。資料、次のページをご覧ください。

まず、「1.目的」です。東京都では、首都直下地震などの発生に備え、下水道管の耐震化を進めております。本件は、早期の耐震化を図るため、実施設計委託を東京都より受託することとし、令和7年度予算の補正を行うものでございます。

次に、「2. 委託概要」および「3. 補正概要」ですが、今回の実施設計委託では、南大井二、三、六丁目の一部について設計を実施することとしており、かかる費用1,800万円を歳出として計上しております。また、本件は東京都からの受託事業であることから、併せて歳入にも同額を計上しております。

次に、「4. 工程表」です。令和7年度末まで実施設計を行い、令和8年度より工事を実施していく予定としております。また、令和8年度以降、残る範囲についても順次耐震化の設計および工事を進めていく予定としております。

次のページをご覧ください。「5. 追加実施地区位置図」です。図左下の実線部が今回新たに耐震化を実施していく範囲となっております。先ほどご説明いたしました、今年度はこのうち一部の範囲の設計を実施し、次年度以降、工事あるいは残る範囲の設計工事を順次実施してまいります。

最後に、「6. 耐震化事業について」です。左の図をご覧ください。耐震化事業の対象施設のイメージです。今回実施する地区内残留地区のほか、これまでに避難所や災害復旧拠点、緊急輸送道路などを対象として耐震化を進めてきております。

右図をご覧ください。耐震化工事のイメージです。上段は、災害時にも下水道機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部に柔軟性を持たせるものです。下段は、緊急輸送道路などの交通機能を確保するため、液状化によるマンホールの浮上を抑制するものです。具体的には、マンホールの中に弁を設置し、液状化による水圧を逃がすことで、マンホールが地表面から浮き上がることを抑制します。

○遠藤防災体制整備担当課長

私からは、第71号議案のうち、感震ブレーカー設置補助拡大、民間井戸の活用、災害用トイレの確保についてご説明いたします。

初めに、感震ブレーカー設置補助拡大についてです。配付資料でタイトルが「感震ブレーカー設置補助拡大について」と書かれたものをご覧ください。配付資料でタイトルが「感震ブレーカー設置補助拡大について」と書かれたものをご覧ください。

概要についてです。震災時の通電火災を抑制するために実施している感震ブレーカー設置推進事業におきまして、令和7年4月に都の補助制度が開始されました。これまでの区の感震ブレーカー設置補助金に加え、都の補助金を活用することで、区民の自己負担の軽減を図ってまいります。

次に、内容についてです。区の実施する感震ブレーカー設置推進事業において、工事費を除く感震ブレーカーの購入に要した経費または補助基準額（2万円）のうち、いずれか低いほうの2分の1（上限額1万円）を都の補助対象として、補助額を上乗せするものです。

事例で説明いたします。「感震ブレーカー（分電盤型）1台設置に対する補助金」というところをご覧ください。感震ブレーカーの取付費用を7万2,000円といたしますと、これまでは区の補助金6万円のみでしたので、区民負担額は1万2,000円でした。令和7年7月の都の補助金適用以降は、1万円を上乗せすることとなりますので、区民負担額は2,000円となり、区民の負担軽減につながります。なお、補助金の対象となる感震ブレーカーにつきましては、図に示してありますとおり、分電盤に内蔵するタイプのもの、分電盤の外部に接続するものとしております。

次に、予算額についてです。歳出予算額として160件分、合計160万円計上しております。歳入につきましては、都の補助金10分の10を受けることとしております。

周知方法についてです。補助内容を広報しながらに掲載するほか、ホームページやSNS、チラシによる周知、地区防災訓練等における啓発などを広く活用し、周知してまいります。

スケジュールについてですが、補正予算の措置が完了後、7月の受付から都の補助金を活用いたしま

す。区の補助も含めて、感震ブレーカーの設置に関する補助の受付については、2月末をもって終了いたします。

次に、民間井戸の活用についてです。配付資料でタイトルが「民間井戸の活用について」と書かれたものをご覧くださいませでしょうか。

初めに、概要です。能登半島地震におきましては、長期間断水する中、一部の被災地域では民間井戸が開放され、生活用水として活用されたことから、災害時の代替水源として井戸の重要性が改めて認識されました。

令和7年3月、国は災害対策用井戸の活用について、自治体向けに災害時地下水利用ガイドラインを作成しました。区では国のガイドラインにのっとり、災害時の代替水源確保のために民間井戸の活用を推進し、地域の防災力を高めてまいります。

次に、内容についてです。民間井戸を災害対策用井戸として活用するため、次の事項を実施します。

所有者から申請のあった井戸について、災害対策用井戸として登録します。

登録時に地下水の水質検査を行います。

災害対策用井戸を示す表示板を作成し、井戸所有者に表示板を設置していただきます。

災害対策用井戸は、設置場所をホームページや防災地図等に公開します。

手押しポンプの維持補修および設置工事にかかる費用を補助します。ポンプの維持補修費として10万円、また、ポンプ設置工事として30万円を上限額に、10分の10、区が補助します。

予算額についてです。歳出予算額として309万8,000円計上しております。内訳については、表示板作成に31万円、井戸の整備に関する補助金のうち、維持補修として100万円、設置工事として60万円、合計で160万円、水質検査に118万8,000円となっております。

周知方法についてです。補助制度を広報しながわに掲載するほか、ホームページやSNS、チラシによる周知、地区防災訓練等における啓発など広く活用し、周知してまいります。

スケジュールについてですが、補正予算の措置が完了後、7月から申請の受付を開始することとしております。

次に、災害用トイレの確保についてです。配付資料で「災害用トイレの確保について」をご覧くださいませでしょうか。

初めに、概要についてです。令和6年12月に、国は避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインを策定し、災害用トイレの確保と管理に関する方向性を示しました。また、都では令和7年3月に東京トイレ防災マスタープランを公表し、災害時におけるトイレ環境の向上を区市町村に求めております。

これを受け区では、令和7年3月に品川区災害時トイレ確保・管理計画を策定し、避難者に対する災害用トイレの確保状況や、災害用トイレの空白エリアの整理を行いました。計画の中で、区内52か所の区民避難所のうち8か所において、発災から1週間後のトイレが約200基不足することが明らかとなったため、簡易トイレを納入し備蓄することで、災害時の衛生環境を改善し、避難者のストレスの緩和や健康維持につなげるものです。

内容につきましては、不足する災害用トイレとしまして、簡易トイレを200基、簡易トイレ用テントを200基購入します。

予算額につきましては、簡易トイレ389万4,000円、簡易トイレ用テント569万2,000円、合計958万6,000円を計上しております。

スケジュールにつきましては、10月に物資購入に関する契約締結を行い、2月に納品することとし

ております。

○新妻委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

まず、グリーンインフラですけれども、有効性を検証とありますが、検証後の展開の考え方について伺いたいですけれども、どうでしょうか。また、都の補助金というのは、これは恒久的なものなのか、それとも時限的なものなのか、もし分かれば教えてください。

併せて、勝島地区の耐震化のほうですけれども、今回どうしてこちらが追加になったのか、伺いたいと思います。耐震化が未実施の地区内残留地区というのはほかにあるのでしょうか、伺いたいと思います。

今回、追加実施地区のうちでも一部ということなのですが、こちらを全て耐震化したとしたら、区内の下水道の耐震化率は大体何%ぐらいになるのか。そのことによって安全性というのはどの程度確保される見通しなのかというのも伺わせてください。

○森道路課長

私からは、グリーンインフラについての2点のご質問にお答えいたします。

まず、今後の展開というところですが、区として、今回のようなグリーンインフラの舗装をどこか別のところでやるというのは、今のところ計画はしておりません。有効性を確認し、東京都と共有しながら、それを例えば民間施設の整備に当たって導入していくように促進していくというところを主眼に捉えられていると聞いております。そのためにも、看板などを設置しまして、しっかりPRしていきたいと思っています。

それから、補助金につきましては、今回限りと聞いております。同じような整備に当たって、都から同じように10分の10補助金が出るということは、今のところないというところでございます。

○関根河川下水道課長

勝島地区の耐震化につきまして、いただいたご質問に回答させていただきます。

まず、なぜ今回追加されたのかという点でございすけれども、今回追加実施させていただく南大井二、三、六丁目につきましては、令和4年度に地区内の不燃化が進んだことから、新たに地区内残留地区に指定されたところでございます。それを受けまして、今回、追加で耐震化を実施するという形になった運びでございす。

続きまして、ほかに未実施の地区内残留地区があるかというご質問でございすけれども、地区内残留地区は区内ほかにもございすが、現在、五反田地区では実施中ということで、まだ完了はしていない状況でございす。

3点目、地区内残留地区を全て耐震化した場合の区全体の耐震化率はどういうふうになるのかというご質問だったかと思いますが、率という形でお示するのはなかなか難しいところはございすが、まず、地区内残留地区につきましては、先ほど申し上げました五反田、それから今回新たに実施する勝島地区の南大井のところ以外の、例えば八潮ですとか東品川ですとか、そういったところは耐震化は既に実施済みとなっておりますので、地区内残留地区の耐震化についても相当程度進捗しているという形で認識してございす。

それ以外に、最後の安全性をどのぐらい確保できるのかというご質問にも関連いたしますが、既に地

区内残留地区の耐震化より前に、避難所ですとか例えば災害復旧拠点ですとか、そういったところは優先的に既に耐震化を進めて実施済みでございますので、そういった観点で言いますと、安全性というのはかなり確保を図れてきているのかなと認識しているところでございます。

○安藤委員

ありがとうございます。

下水道は、避難所環境といいますか、今、在宅避難ということも重視されるようになってきていますけれども、そういった面においても課題はかなり大きいと思うのです。避難所ですとか区内残留地区の状況については今分かりましたけれども、やはり東京都とも連携して、それ以外のところも含めて、推進というか、促進というのを意識して進めていっていただきたいなと思います。

それと、続けて質問しますと、民間井戸は、共産党としても2019年の代表質問で具体的に求めてきておりましたので、こちらは歓迎するものなのですが、ここにありますように、国のガイドラインが作成されたということで、この自治体向けのガイドラインの内容というのですか、該当部分のところでいいので、かいつまんで、大体どんなことが示されたのかというのをご説明いただければと思います。

それと、感震ブレイカーですけれども、現在の感震ブレイカーの普及状況について伺いたいのですが、どれぐらいになっていますでしょうか。補助対象は区内全域に広がったと思うのですが、区内全域で実施している自治体というのは都内にどれぐらいあるのでしょうか、伺います。

それと、今回の増額による普及促進効果はどの程度見込んでいらっしゃるのか。目標になるのか、ちょっとあれですけれども、見込みと目標というか、そこら辺、伺います。

○遠藤防災体制整備担当課長

委員からの質問、4点あったかと思えます。

まず最初に、井戸に関する国のガイドラインにつきましては、国から、今回自治体向けに、既存の井戸あるいは湧水を速やかに活用するといったところで、今あるものについての補助を示しているものになってございます。

感震ブレイカーの普及状況につきましては、令和6年の世論調査によりますと、防災対策として感震ブレイカーを設置していると答えた人が全体の4.7%になっております。また、感震ブレイカーの設置台数に関しましては、これまで869件、令和6年度までに実績がございました。

また、区内全体で実施している自治体はどれぐらいあるのかといったご質問ですが、我々のほうでは区内全体で実施している自治体の全数は把握していないというところでございます。こちらのほうは、我々も木造住宅の通電火災防止に向けて引き続き取り組んでいくというところでございます。

また、普及促進の効果につきましては、今回、木造住宅を対象に全区で展開するというところで、特に木造密集地域で、これまでも促進はしているのですけれども、引き続き働きかけていって、普及促進に努めてまいりたいと思っています。

○安藤委員

最後のところはやってみようという感じなのではないかと思いましたが、とは言っても、なかなか苦戦していると思うのです。まだまだ通電火災を防ぐには至っていないというか、それに向けて、今回、都の補助金も活用していくということだと思えるのですけれども、そちらはそちらで目標を持って進めていっていただきたいというのが要望です。併せて、私、これはやはり新築時に設置義務化というのですか、そういうのが普及の鍵なのではないかと思うのです。ガスのように揺れたら止まるみたいなシステムが当たり前になるようなことを目指していくというか。ぜひ品川区としては先陣を切って、

後からというよりも新築時の設置というのを何とか実現していただけないかと思うのですけれども、そちらについてのお考えをお伺いします。

最後に、災害用トイレですけれども、避難所ではトイレが約200基不足するということでしたけれども、震災というのはいつ来てもおかしくないの、一時的に簡易トイレをすぐ配備するというのはすごく重要だと思います。

ただ、中長期的に見て、やはりマンホールトイレですとか耐震トイレを必要数整備していく必要があるのではないかと思うのですけれども、そちらについての区の今後のお考えをお伺いします。

○遠藤防災体制整備担当課長

ご質問2点いただいたと思います。

まず1点目、新築に関する感震ブレーカーの義務化といったお話だったと思います。こちらにつきましては、東京都のほうで新築に関する感震ブレーカー設置の補助を既に行っているといったところで、こちらのほうを活用していただきたいと考えております。

また、トイレの中長期的なところで、マンホールトイレの整備はどうかというお話ですが、こちらにつきましても、区としてもやはりマンホールトイレを活用できるような形で、災害時のトイレの対策は幅広く考えていかなければいけないと認識しておりますので、こちらについては関連所管課と連携して、今後どのような形で展開できるか、研究してまいりたいと考えております。

○新妻委員長

次にいかがでしょうか。

○ゆきた委員

5つ項目があるので、少し区切って質疑させていただきたいと思います。

まず、道路改良事業、雨水貯留浸透舗装整備で、PR用の看板設置とありますが、この看板にはどのような内容が記載されるのか、もう少し詳しくお聞きできればと思います。

続けて、下水道管改修事業、地区内残留地区（勝島地区）で、今回の設計内容だと、耐震化は管延長2.9キロメートル、人孔浮上抑制対策は92か所となっていますが、先ほどの安藤委員の質疑と重なる部分はあるのですけれども、この地区での分母はそれぞれどのぐらいになるのか。達成すると、勝島地区では全体の割合はどのぐらい達成するのかについてお聞きできればと思います。

まず、ここまでお願いします。

○森道路課長

グリーンインフラのときに設置する看板の内容というところがございます。看板の内容といたしましては、東京都と品川と雨水しみこみアンバサダーの事業者で連携してやっていくということと、それから、浸透・貯留といった機能がなぜ必要なのか、どういったことで浸水被害に対して有効に働くのかというようなことをしっかりとPRできればなと思っております。

○関根河川下水道課長

ご質問いただきました耐震化の延長等について回答させていただきます。

まず、今回実施させていただくのが2.9キロメートルで、実施地区の一部ということでご説明させていただきましたが、実施地区全体でいきますと、延長としては約13キロちょっと、13.4キロメートルとなっておりますので、おおむね4分の1程度を今回の補正予算で実施させていただくという形で考えてございます。

それから2点目、分母というお話で、今回実施地区を行うことで、勝島地区としてどうなのかという

ご質問だったかと認識しておりますが、資料の5番の位置図を併せてご覧いただければと思いますが、今回実施地区の東側、いわゆる勝島のエリア、競馬場を含むエリアでございますが、図の赤い破線のところは平成27年度に既に実施済みとなっております。また、青い斜線のところ、ここが大井競馬場、しながわ区民公園ということで、広域避難場所に指定されてございますので、こちらについても過年度に耐震化実施済みということで、勝島地区については、今回実施地区を耐震化することで、ほとんど耐震化が図れるものと認識してございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。

まず、PR看板についてですけれども、我が会派からも、流域対策としてさらなる民間の協力が得られるような施策展開を検討すべきだと訴えてまいりましたが、例えばこの看板に、区内に雨水しみこみアンバサダーに認定されて流域対策に貢献している事業者がどのくらいあって、どんな取組をしているのかというのをQRコードを読み取るとすぐに見られるようになれば、さらなる民間事業者の地域貢献のPRともなっていくと思われませんが、効果的な看板の活用として、この点についても改めてお聞きできればと思います。

続いて、先ほどの勝島の地区内残留地区で、ほとんど達成するというお話がありましたけれども、やはりこの地域の区民の方々もそこを知りたいのではないかと思います。工事の前には地域住民への工事期間等の内容を周知していかれると思われませんが、地域住民からも、工事が終わった際には、震災のときも安全だという安心感を得られるような、そういった情報を併せて周知していただければと思います。これは要望で終わります。

続けて、防災体制整備費、災害対策用井戸事業について、「3.予算額」で、維持補修費はどこまでが維持補修費で、どこからが設置工事費になるのかというのを具体的にお聞きできればと思います。

続いて、初期消火体制強化費、感震ブレーカー普及事業についてですけれども、都の補助金を適用した予算について、令和7年度申請期間が令和8年2月までとなっておりますが、この申請が見込みとして160件を超える場合については、事業が年度内に終了することがないようにぜひとも考慮していただければと思いますが、ここについてお聞きできればと思います。

続いて、災害時応急物資確保費で、トイレのところですが、現在、区民避難所の備蓄倉庫には50の間仕切りを備蓄しているほか、令和7年度より各区民避難所には20台分の間仕切り付き段ボールベッドを災害備蓄倉庫に備蓄する予定だと認識しています。

発災直後の避難所開設の段階から、要配慮者に優先して提供できる体制を整備していくことで、当初は段ボールベッドについては協定で対応していたところを、備蓄という形にされたと思われま。その上で、今回さらにテントと簡易トイレを8か所に全体で200基分追加されると、命に関わる対策などで必要不可欠なのですけれども、現場の声としては、備蓄のスペースはどうか、声を受けているのか、そこだけ確認させていただきたいと思。います。

○森道路課長

PR看板の内容でございます。ご提案いただきました内容につきましては、東京都につきましても、雨水しみこみプロジェクトということで、様々な活動をとられているというところもでございます。ホームページも開設されていると確認しております。また、品川区におきましても、これまで流域全体での雨水の貯留・浸透という形の整備を、先ほど申しました推進計画に基づいて進めてきたというところもでございますので、そういったものも例えばQRコードで読めるようなPR方法ができないかということ

も、所管課と話をしながら検討していきたいと思えます。

○遠藤防災体制整備担当課長

委員のご質問、3点あったかと思えます。

まず最初の1点目、井戸の補助の適用範囲といったところについてですが、維持補修の費用に関しましては、設置されている手押しポンプの部材の一部が破損したですとか、また、改修が必要だといった場合に利用していただくものとなってございます。

また、井戸のポンプの設置工事については、基本的には電動型のポンプが現在井戸に設置されている場合、これに改めて手押しポンプを設置する場合、あるいは、電動型の井戸から手動型の井戸に、手押しポンプに切り替える場合、また、今、全くポンプがついていないような状態の井戸にポンプをつける場合、また、故障によりポンプを本体ごと交換する必要があるといったものに、ポンプの工事を適用するというふうに考えてございます。

また、感震ブレーカー、2月までの間に今回の160件の予算額を超える場合といったご質問だったと思えますが、こちらにつきましては、超える見込みが立った場合、東京都と柔軟に、補助が漏れないような形で、協議して進めていきたいと考えてございます。

また、先ほどテントとトイレ200基分をこれ以上区民避難所に入れるのはスペース的に難しいのではないかというご質問についてですが、今回200基分追加で購入するものに関しましては、各区民避難所に備蓄するのではなく、集中備蓄倉庫、区のほうで大きい倉庫を民間事業者と連携してお借りしていますので、そちらのほうに一旦備蓄するということを計画しております。

災害時、発災から1週間までの間は50人当たり1基という計算をしております。1週間以降に20人当たり1基という計算をしておりますので、その1週間の間に、集中備蓄倉庫から必要な区民避難所に備蓄品を輸送するといったところに対応を考えているところでございます。

○ゆきた委員

まず、PR用看板については、ぜひ進めていただければと、検討していただければと思えます。

防災用井戸につきましては、確認させていただきました。維持補修費で、ポンプを全取替えしないまでも、様々な交換費用で10万円を超えて20万円前後になってしまうとか、場合によってはあるかもしれないので、そういう場合には、維持修繕費ではなくて、設置費用に近いものであれば、新規設置に近いものであるという柔軟な対応をしていただく考慮も必要と思えますので、その辺も対応をお願いしたいと思います。

あと、感震ブレーカーについてですけれども、こちらも確認させていただきました。自己負担額が例で出されているような数千円で済むようであれば、設置がかなり促進されると思えますので、引き続き検討していただければと思えます。

最後に、トイレについてですけれども、こちらは集中備蓄倉庫ということで確認させていただきました。今後、必要に応じて避難所の敷地内や周辺にも、状況によっては移動可能なコンテナ型備蓄倉庫を設置することなど、他自治体の先行事例も参考にしながら進めていただければと思えます。

○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

○中塚委員

よろしくお願ひいたします。

まず、補正全体ですけれども、現状の防災対策を改善・改良することだと受け止めています。ただ、

実際の被害の大きさに比べると、まだまだ、さらに強化していかなければならないと思っております。

初めに、グリーンインフラ、雨水貯留浸透舗装ということで、先ほどもやり取りがありましたけれども、やはり今後の展開を伺いたいと思います。先ほど効果検証を実施してということで、次にここをやるとか、こういうテンポで広げていくという計画は現状なきような感じでしたけれども、集中豪雨などの様々な対策に雨水貯留浸透舗装はとても有効だと私は思います。今後の展開について、ぜひ広げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

先ほど民間施設の活用というご説明もありましたけれども、具体的にどういうことを想定されているのか、ご説明いただきたいと思います。品川も駅前に広いロータリーがありますので、大井町で可能であれば、様々な可能性があるのではないかなどと思っておりますので、ご説明いただきたいと思います。

次に、マンホールの浮上抑制対策についてですけれども、先ほど地区内残留地区に追加されたのでこの場所で実施するという説明がありましたが、ぜひ品川区内で液状化現象によりマンホールが浮上する危険が想定される場所は、漏れなくこの対策を実施すべきだと思いますけれども、その考えについて伺いたいと思います。

同時に、様々な被災地を見ますと、やはり自然が相手ですから、液状化現象によってマンホールも下水道管も浮上して、その後の復旧に数か月かかっているというのが実態なのです。今回の工事はどの程度期待できるものなのか。自然が相手ですから、液状化現象を思うと、ある程度は期待できるのかなど思いつつ、実際のところはどう把握されているのか、伺いたいです。

いずれにしても、海側にある品川区ですから、液状化現象によって下水道管が浮上してしまう、マンホールが浮上してしまうことが考えられると思います。そうした地域全体にこうした工事を拡大していく必要があると思いますけれども、ご説明いただきたいと思います。

○森道路課長

私からは、グリーンインフラの今後の展開ということでお答えしたいと思います。

品川区では、これまでも総合治水対策推進計画に基づきまして、流域全体での貯留ということで、例えば雨水ますですね。浸透機能のある浸透ますを設置しまして浸透を図っているというところがございます。これまで4,900個以上の浸透施設を導入しまして、流域全体として整備を進めているというところでございます。また、駅前につきましても、大井町駅の西口で言いますと、歩道自体が浸透舗装になっていて、住民の方々と一緒に進めてきたところもございます。既に浸透舗装が整備されているところもございます。

道路とか公園といった公共施設の中で整備をするということも、今後、推進計画に基づいて適当な場所でやっていければと思うのですけれども、今回は浸透機能をしっかりとPRして、民間施設でも、例えば公開空地を設けるような比較的大きなものに導入してみようというきっかけづくりにもなればと思ひまして、そういったことをメインに整備を進めていくということを目的としているところでございます。

今後同じような形で、例えばほかの駅前広場でやってみるということは計画はしてございませんけれども、PRをしっかりと、民間施設のほうでもしっかりと浸透機能を持つ舗装や植栽の整備していただけないかということで進めていきたいと思っておりますのでございます。

○関根河川下水道課長

耐震化について、いただいたご質問に回答させていただきます。

まず、地区内残留地区以外についても耐震化を進めていくべきだというご質問についてでございます。

地区内残留地区の耐震化につきましては、先ほどかなり進捗してきているとご説明させていただきましたが、一方で、その地区の中の全ての下水道管を耐震化していくというものでございますので、それを完了させるというところにはまだ一定の時間を要するものと考えてございます。

そういった中で、現時点では、東京都の計画においても、まず地区内残留地区の耐震化を進めていくということで位置づけられているところでございます。今後につきましては、東京都と引き続き連携をして、耐震化を促進してまいります。

続きまして、もう1点、どの程度の効果を期待しているのかというご質問でございます。マンホールの浮上抑制につきましては、緊急車両等の交通機能を確保するというところを目標にしております。具体的な数値ではございませんが、浮上抑制によって、緊急車両の通行を阻害するほど飛び出たりしないような形で浮き上がりを防止するというので、弁の数ですとか配置ですとか、そういったものを検討して、必要なものを設置するという形で進めていく予定でございます。

○中塚委員

初めに、グリーンインフラについてですけれども、今後の展開を伺ったのです。もちろん様々、雨水浸透ますの設置を住民の皆さんにもご協力いただいて、昔からやっていることは私も承知しているのですけれども、ぜひほかの駅前であったり、様々な民間の方の力もお借りして、広げていただきたいと思うのです。

先ほど課長は、ほかの駅前の計画はないというご説明をされていましたが、まず今回の事業で効果検証をしっかり把握した上で、計画的に他の駅前にも広げていくという方針を持つべきだと思いますが、なぜ計画が持てないのか、ここは改めて伺いたいと思います。

もう一つのマンホールの浮上抑制対策ですけれども、目的は緊急車両の確保という点だということですが、逆に言うと、それだけ液状化現象が起きたときに上下水道管の被害が大きいといえますか、本来の上下水道管の目的はなかなか難しくなってしまうのかなと思うのです。東京都と連携して、今は地区内をまず完成させるということですが、ぜひ地区外のところも東京都と促進して対象を広げていくように、ここは要望しておきたいと思います。

続いて、感震ブレーカーのことですけれども、東京都が補助を開始されたということで、自己負担額が低くなって、普及が一層進むことを期待したいと思います。

幾つか伺いたいのですけれども、これはマンションも対象なのかどうか。マンションといっても、新築だけではなく、現状既に10年、20年経過している中古のマンションも対象なのかどうか。分電盤式ではなく、コンセント型もあるかと思うのですけれども、コンセント型も可能なのか。それとも分電盤に限定している理由があれば、そこはご説明いただきたいと思います。

私のマンションでもこれは話題になりまして、分電盤だと自己負担が1万2,000円というところで、なかなかみんなの合意にはまだ至っていないのですけれども、ぜひ既存のマンションにも感震ブレーカーが普及するようにしていただきたいと思いますが、その点のお考えを伺いたいと思います。

○森道路課長

計画的に浸透機能を広げていくべきというお話でございました。基本的に歩道の部分につきましては、インターロッキングブロックだったり、平板ブロックだったり、そういったものは浸透機能のある程度持っているものでございまして、歩道の整備についてはそういったものを活用しながら、浸透がしっかりできるような歩道をこれまでも進めてきているところです。

今回、計画的にこれと同じような形で進めていく予定はないと申し上げたのは、それぞれの駅前広場

で道路改良事業として一定程度これを計画的に進めていくというよりは、今あるものをしっかりと維持管理しながら、もし浸透機能が低くなってきたり、あるいは舗装として悪くなってきたら、そういった機能のものに取り替えていくということはしっかりやっていきたいと考えております。こういった形で、例えば補正を組んで、予算を組んでという形でやるよりは、まずは維持管理をしっかりしていきながら進めていきたいなと思っていますところです。

○大友公園課長

今後の展開についての補足なのですが、東京都とも連携しております、今後のグリーンインフラ、今回この歩道上でやる検証の結果を踏まえ、また、昨年度の実施しております東海公園であったり、浜川北公園でも、グリーンインフラ、この浸透施設をつくっているところでございます。そういうところの検証結果、また、課題を洗い出しまして、今後の展開について、区担当課、また、東京都と連携しながら、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○遠藤防災体制整備担当課長

委員からの質問、2点あったと思います。

まず1点目、感震ブレーカーはマンションは対象ではないのかというご質問ですが、こちらにつきましては、感震ブレーカー設置補助の対象は木造住宅というところで周知させていただいているところでございます。

また、感震ブレーカーのコンセント型についても補助の対象になるのかといったことではございますが、アース付きコンセントタイプも今回補助の対象になってございますが、これまでに出示している補助金の金額で全て賄えるというところで、今回、都の補助金を補正予算で要求して計上するということはしておりません。

また、分電盤に限定しているといった理由も、そこと同じことになってしまうのですが、今回、アース付きコンセント型については区の補助金で十分賄えているので、分電盤型のものの補助のみになったというところでございます。

○中塚委員

まず、グリーンインフラですが、私が言うまでもなく、こういう浸透させる対応というのは、面積が広ければ広いほど効果が大きくなるわけですから、ぜひ今後、東京都とも連携しながら拡大していただきたいと要望したいと思います。

感震ブレーカーですが、ぜひマンションも対象にしていただきたいと思います。旧耐震のマンションの方は、まずは耐震化することが優先だと思っておりますけれども、新耐震のマンションも区内には相当数ございます。地震が発生し、停電が起き、復旧した際に通電火災が起きるといった危険性はマンションも十分考えられます。木造住宅のみに限定するのではなく、ぜひマンションも対象に入れていただきたいと思いますが、なぜできないのか、そのお考えを伺いたいと思います。

併せて、民間井戸とトイレのことです。民間井戸ということで、ぜひ拡大に期待をしたいと思うのですが、1点だけ、区の公園や施設にも、あと学校も含めて、防災井戸があることは私も知っているので、一方で、ない公園もあるのです。民間の方に協力を得るという今回の方針ですから、区の公園とか、比較的小さい公園が多いかと思うのですが、あと、公共施設も、改めてこれを機に井戸を掘って災害時にも活用できるように、こっちにもこども強化していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

トイレのほうですが、災害用トイレが足りないということが明らかになって、対応するという

取組はとても大切だと思います。ただ、災害が発生した際の困難性を思うと、まだまだ対策を強化しなければいけないのかなと思うものの一つが、このトイレなのです。

まず、簡易トイレを見ますと、トイレで用を足したものをビニール袋に入れる形だと思うのですが、そのビニール袋に入れたものをどこに保管するのか。また大震災となると、何か月もの運用を当然想定していかなければいけないと思うので、そういう保管場所だったり、オペレーションといいますか、運用マニュアルというか、そこも併せて強化していかないといけないと思うのですが、その点、伺いたいと思います。

そして、この保管場所のことを思いますと、よくイベント会場で使われる、畳半畳ぐらいのボックス型の簡易型トイレ、これだと何十リットルと足元にたまるわけですが、ビニールに1個ずつ入れてどこかに保管するというのではなくて、イベント型のトイレという、そっちの確保は難しいものなのか。物が大きいですから、郊外に置いておいて、発災時に持ってくるか、様々工夫をすれば十分可能だと思うのですが、その点についてご説明いただきたいと思います。

○遠藤防災体制整備担当課長

委員から3点、ご質問があったかと思えます。

1点目のマンションにも感震ブレーカーを設置していただきたいというご質問についてですが、こちらのほう、あくまで木造住宅に限定している理由が、通電火災の際、建物が1棟燃えてしまうといったところで、延焼のおそれがあるという課題を解決するために感震ブレーカーを設置するということでございます。マンションの場合、基本的には硬い建物、延焼を遮断する建物ということで、今回は補助の対象となっていないというところになってございます。

また、井戸の件につきましては、確かに公園にもない場所がございます。こちらにつきましては、関係各所と連携しながら、今後、公園に井戸をつけられるのかどうかということも含めて研究していきたいと考えてございます。

また、トイレにつきましては、簡易トイレを使用した際のトイレごみに関する保管場所といったご質問だったかと思えます。こちらにつきましては、防災区民組織、地域の方と相談しながらの運用になるのかなというところではございますが、一つの案としましては、トイレごみにつきましては、蓋付きのケースに一時的に保管して、臭い対策、あるいは飛散しないような措置をしながら保管すると。また、長期間の保管ということは、現在考えていないというところです。速やかに災害ごみを回収するような形で、関係所管課とこちらのほうも協議して、在り方を検討していきたいと考えています。

また、仮設トイレという認識だと思いますが、仮設トイレの確保につきまして、こちら、区と工事関係のレンタル会社と災害協力協定を締結しておりまして、災害時に仮設トイレをレンタル会社と連携して配備できるかどうかといったところも今後検討していきたいと考えております。

○中塚委員

初めにトイレのほうですが、トイレしたものの回収についてもしっかり計画を点検していただきたいと強く要望しておきたいと思えます。

感震ブレーカーのほうですが、マンションを対象にしない理由が、建物が丈夫だからと。延焼しないからというご説明でしたけれども、これは納得いかないですね。木造住宅を優先したい、そこまでは否定するつもりはありません。品川区も今、在宅避難という考え方を前面に出しているわけですよ。マンションの中でも火災が発生すれば、建物は残るかもしれないけれども、そこでの避難生活はできなくなってしまうことは、皆さんも火災現場を見れば分かると思うのです。マンションで火災が起き

ると、そのワンフロアは真っ黒になります。出てきた煙で、その上の階の方々の住まいも、燃え広がることはなくても、実際は煙の臭いだったり熱だったりで、とても住める状況にならないということは、ふだんの火災の現場を見れば、容易に理解できると思うのです。

その上で、今、在宅避難を打ち出しているわけで、マンションも発災後火災を防ぐというのは、在宅避難の視点からも、当然感震ブレーカーの補助の対象に入れるべきだと私は思います。東京都がそういう補助になっていないのであれば、まず区から対象にして、マンションの場合は、1つの部屋でいいのではなくて、やはりみんなが設置することで効果が大きく得られると思いますので、先ほどの答弁は、延焼しないからいいというのではないと思います。ぜひ考えを改めていただいて、マンションも感震ブレーカー設置補助の対象に入れていただきたいと改めて求めますが、いかがでしょうか。

○遠藤防災体制整備担当課長

委員のご質問についてですが、区としても在宅避難というところはやはり今後考えていかなければいけないというところで、支援の仕方については引き続き検討させていただきたいと思います。

また、今回の支援対象ではございませんが、おもり玉、ばね式といった簡易タイプのものお安くあっせん販売しているといったところで、4,000円程度で購入できるというものなので、こちらを活用していただく等、引き続き感震ブレーカーにつきましては、こういったあっせん販売等も活用していただければと考えております。

○中塚委員

マンションについて支援の仕方を検討したいということなので、今日はここで終わりにしますが、やはり品川は、木造住宅に住んでいる方よりもマンションに住んでいる方のほうが世帯も人数も多いというのがまちの特徴です。いざ大きな災害が起きた際に、被害をどこまで広げずに済むのか、また、発災後の避難生活、また、復興・復旧に至る様々な過程で、ここまで議論や支援を拡大してきて、区も努力していると私も思います。それだけに、延焼しないからマンションを対象にしないというのはやはりいただけないなと思います。

支援の仕方を検討したいということなので、ぜひ早急にご検討いただきたいと要望して、終わりたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○松永委員

私からは1点なのですが、第71号議案の道路におけるグリーンインフラについて伺いたいと思います。

私も詳しい内容は分からないのですが、この写真を見ると、ガラス張りでやって見えるようにするのかとは思いますが、耐震性というのはどのくらいなのか、伺いたいと思います。また、これは深さなど、何メートルというのもあれですが、どのくらいの深さで見えるようになるのか、お知らせください。

というのは、ここを通って見ると、あそこに穴が空いているように見えてしまうと不安になる方もいらっしゃると思うので、例えばこういったところをちょっとのぞき込めるような、柵ではないのですが、樹木を植えるとか、そうした対策も必要ではないかと思えます。

また、図からすると、先ほどもいろいろご説明がありましたけれども、案内板の位置についても、例えば透明なガラスの上に立たないと見えないというのもどうかなと思いますので、そうした対策につい

てお知らせください。

また、こちら、雨水ですので、たまにごみとかが流れてくるとたまってしまうのではないかと思いますのですが、その辺のメンテナンス費用についてどのくらいかかるのか、また、定期的に行われるのか、お知らせください。

○森道路課長

今回、こういった「見せるレインガーデン」ということでPRを主に考えているわけなのですが、イメージでは、例えばアクリル板を敷いてその下に、ブロックですので20センチ程度でございませうけれども、アクリル板を敷いて、上に立てるような形でひとつ考えているところでございます。

ただ、今、事業者ともいろいろお話をしている中で、アクリル板ですとどうしても傷がついて、白っぽくなって見えなくなるというところがございまして、実際、実験してみるとそういった部分が見られるというところなので、今ご提案いただきましたように、柵で囲って穴を空けてしまうと。そうすると直接見ることができるということもありますので、そういった形でやるか、そうした場合には、PRの看板については、ここではなくて少し横のほうであるとかいうようなことを、今、様々検討しているところです。安全に通れるような形でしっかりやりたいなと思っておりますので、その辺を進めていきたいと思えます。

また、メンテナンスでございませうけれども、この青い部分10平方メートルにつきましては、雨水しみこみアンバサダーの事業者が、整備費用も、維持管理費用も、効果検証費用も全て負担し、やっていただくというようなスキームでございませう。ですので、具体的にどのくらいのメンテナンスの頻度かというのは確認したいと思っておりますけれども、区でもしっかり日々観察をしながら、それが不足していれば、しっかりと連携しながらやっていきたいと思えます。

○松永委員

ありがとうございます。怖がる方もいらっしゃるのでは、ぜひそういった対策をとっていただければと思えます。

また、メンテナンスについても、どのくらいの頻度とかが分かり次第、ご説明いただければと思えますので、よろしくお願ひします。

○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

○せお副委員長

ご説明ありがとうございます。委員の皆さんの質疑でほとんど分かったのですが、2点だけ。

民間井戸の活用なのではございますけれども、これに関しては、民間井戸を活用していくための補助ということで、一歩前進しているのかなと思っておりますので、ありがたいことなのですが、石田秀男議員から一般質問で町会が持っている井戸の課題の話とかしていたのですが、井戸の活用を今後品川区で広げていくために、今、どこが課題で、すみません、ちょっと先の話ですが、今後どのような展開とかを考えているのかなというところを教えてください。

あと、感震ブレーカーなのではございますけれども、東京都からというのは、どういうスキームでというか、今回1万円を160件とこちらには書いてあるのですが、東京都からはどのように事業内容として来ているのかというのだけ教えてください。

○遠藤防災体制整備担当課長

委員のご質問、2点あったかと思えます。

まず、井戸の活用についての課題と今後の展開といったところでございます。井戸の活用の課題につきましては、委員おっしゃるとおり、石田秀男議員が本会議でも答弁されたように、地域でも必要なものといったところ、また、新しく掘る必要もあるのかといったようなお話があったと思います。我々もやはり災害対策用井戸は区内全域に展開するということが理想かなと考えていますので、そちらに向けて引き続き検討していきたいと考えているところでございます。

また、感震ブレーカーの都補助のスキームというところですが、前提として、これまで感震ブレーカーの補助を実施している区市町村のうち、補助率が2分の1以上補助している区市町村を対象に、今回の東京都の補助金のスキームが適用されるというものでございます。

品川区におきましては、一般世帯で6分の5補助、特例世帯、高齢者や障害者の世帯に関しましては8分の7補助しているといったところから、今回の補助要件に適用するので、東京都の補助金を受けられるといったところになっております。

○せお副委員長

ありがとうございます。感震ブレーカーについては理解いたしました。先ほど安藤委員かな、他区ではどうなっているのかという話があったと思うので、そこら辺も私は分からないので、東京都の中でどういったスキームというか、どういう流れ、経緯でこうなっているのかなというのが気になっていたのですが、おおむね理解いたしました。

井戸は、本当に町会のところとかも課題があって、先ほど全域で展開していきたいというお話もあったのですが、できることから、品川区に合わせた展開ができていければなと思っていますので、ぜひ今後も期待しております。よろしくをお願いします。

○新妻委員長

では、ほかによろしいでしょうか。

ほかには発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いします。

○せお副委員長

賛成いたします。

○松永委員

賛成です。

○ゆきた委員

賛成です。

○安藤委員

幅広い分野で防災対策の前進につながる補正予算ですので、賛成です。

○中塚委員

さらなる充実を求めて、賛成です。

○新妻委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第71号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

2 請願・陳情審査

(1) 令和7年請願第9号 本掘進に入る前の今こそニア新幹線の中止を決断するようJR東海に求める請願

○新妻委員長

次に、順番を入れ替えまして、予定表2、請願・陳情審査を行います。

初めに、(1)令和7年請願第9号、本掘進に入る前の今こそニア新幹線の中止を決断するようJR東海に求める請願を議題に供します。

それでは、本請願は初めての審査でありますので、書記に朗読してもらいます。

〔書記朗読〕

○新妻委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして理事者よりご説明願います。

○大石まちづくり立体化担当課長

私からは、令和7年請願第9号についてご説明いたします。A4判資料をご覧ください。

「1 目黒川における気泡の経緯」でございます。令和6年8月5日にJR東海より、8月2日に目黒川の三嶽橋下流付近において、水面に気泡が発生していることを確認したと連絡があったところでございます。その後、JR東海により水質調査、気泡成分調査が実施され、11月11日には気泡成分調査の結果をJR東海より口頭にて聞いております。

区では、気泡の発生地点がシールド掘進位置の近傍となっており、区民より不安や懸念の声が寄せられていたこと、また、12月17日に開催された説明会においても区民から工事に対する不安の声が多く上がったことから、12月19日付でJR東海に対して気泡への対応について要請書を発出したところでございます。本要請書に対しまして、12月27日付でJR東海より回答書を受理したところでございます。

次に、「2 区内で実施した工事説明会等の開催状況」でございます。資料には11月4日の調査掘進完了以降に実施したもののみ記載しておりますが、JR東海は平成26年11月から、進捗状況に応じて説明会を開催してきているところでございます。令和6年12月17日には調査掘進での確認結果に関する説明会が開催され、調査掘進におけるシールドトンネル工事の安全対策や周辺環境への影響の確認結果および本格的な掘進での取組等の説明などが行われたところでございます。本年5月30日・31日には、調査掘進での確認結果や今後の工事に関する情報等に関しまして、オープンハウス説明会が行われました。

次に、「3 工事情報を適時お知らせする取り組み」でございます。JR東海は、トンネル掘進時期に合わせたオープンハウス説明会の開催や、計画路線周辺にお住まいの皆様へのお知らせの配布、ホームページで工事進捗状況等の公表などにより、工事情報を適時お知らせしていくとしています。また、

今月より24時間工事情報受付ダイヤル、いわゆるコールセンターを開設したとのごでございませう。

区といたしましては、JR東海に対しまして、引き続き安全な施工の実施と区民への丁寧な対応、工事に関する情報の適時適切な発信を求めるなど、必要な要請を行ってまいります。

○新妻委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

まず、資料の2のところの説明会なのですけども、12月と5月の2回説明会、それぞれの参加人数は何人だったと聞いているのか。また、出された主な意見なども、もしつかんでいけば教えてください。

それとあと、本格掘進ですけども、いつ行くとJRから聞いているのでしょうか。それとも聞いているのでしょうか。こちら、行う時期が決まったとしたら、品川区ですとか品川区民には、いつ、どのような形で知らされると聞いているのかも伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

質問を2点いただいたところのごでございませう。

まず、12月と5月の説明会とオープンハウスのほうなのですけども、説明会の結果につきましては、JR東海からは、説明会で配布した資料をホームページに掲載したと聞いているところで、参加人数や主な意見等については公表されていないということで、区としても伺っていないというところのごでございませう。

2点目の本掘進につきましては、JR東海からは、現在本格的な掘進に向けた段取り替えを実施しており、今年の夏頃より、準備ができ次第、開始する予定であると聞いているところのごでございませう。また、本格的な掘進を開始する際には、計画路線周辺にお住まいの方へお知らせを行うと聞いているところのごでございませう。

○安藤委員

こちらの請願には、様々、説明会の模様なども書いてはいるのですが、私も参加はしたんですけども、特に5月のほうとかというのは、両日参加したわけではないですし、かなり長い時間やっているのです。だから、全体像が一参加としてはつかめないのです。

それで、ホームページに公表されていないので区としても伺っていないということなのですけども、これは伺っていないで済ませるわけにいかないのではないかと思います。これはきちんと区として把握する必要があると思うのですけれども、いかがですか。

それと、夏頃というのもすごく漠然としていまして、お知らせについても全然漠然としているのですけれども、そこについて区としてもっと話していないのかとか、いつからやるつもりなのか、どういう感じでお知らせがあるのかとかいうのを、これも厳しく聞く必要があると思うのですけれども、そこについてはどうなのかということ。

それに関連して、ふだん、リニア新幹線について、地元区である品川区とJR東海のやり取りとか、連絡体制について伺いたいのですけれども、両者は日常的にはどんなペースでどのような形でやり取りを行っているのか、行えているのか、それとも行っていないのか、そこら辺についても伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

説明会の結果について区として把握すべきではないのかというところのごでございませうけれども、JR東

海からは、先ほどの繰り返しになりますけれども、使用した資料についてはホームページに掲載していると聞いているところがございます。なお、資料以外の公表につきましては、他の工区も同様の対応であると聞いているところがございます。区といたしましては、繰り返しになりますけれども、参加人数、当日の質疑の内容については聞いていないというところがございます。

また、本格的な掘進のお知らせというお話でございますけれども、こちらも繰り返しになりますけれども、現在、段取り替えをして準備しているというところがございます。夏頃より、準備ができ次第、本格的な掘進を開始する予定と聞いているところがございます。

また、併せまして、掘進を開始する前には、計画路線周辺にお住まいの方にお知らせを行うと聞いております。どのようなやり方であるというところはまだ伺っていないというところがございますけれども、これまでを見てみますと、近隣にお住まいの方には個別にビラを配る予定であると聞いているところがございますが、詳細についてはまだ聞いていないというところがございます。

あと、3点目の品川区とJR東海との打合せの頻度というところがございますけれども、常日頃、日常的にやっているかというところでは、特にやってございません。JR東海からは、例えばホームページで公開しています掘進の進捗状況、そういったところが当日にメールで送信されたりというところ、あとは、例えば調査掘進であったトラブルの発生だとか、そういったところも事前に、事前というか、当日に情報を得ているという状況でございます。

○安藤委員

私は、JR東海のこのひどい隠蔽体質というのですか、どういうことをやったのか、何のために説明会をやったのかなど。資料はホームページに上げています、それで内容は、何人参加したのかも何も報告しません、ホームページに載せませんというのは、本当にどうなっているのだ、この会社はと私は思いますけれども、それについて品川区は何も疑問を感じていないのかなと今の答弁を聞いて思いました。それでいいのかということが問われていると思います。

それで、品川区が何もやっていないならここまで言わないのですけれども、これまで、先ほど説明がありました、昨年、12月19日に要請もしているわけではないですか。資料を見ますと、回答書は一応届いたということですが、品川区は酸欠気泡の発生の原因究明を行えと。それとともに丁寧な説明と適切な措置を講じるようにと要請しているにもかかわらず、この回答を見ると原因究明は行われていないと思うのです。そういうふうに見えるのですが、実際はどうなのでしょう。実際行われたのでしょうか、伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

原因究明につきましては、今、JR東海では、山の状況等を引き続き注視しつつ、対応について検討していくと聞いているところがございます。

なお、シールド掘進経過と泡発生に明確な関係性は見られないが、追加の調査といたしまして、周辺環境への影響がないか確認するため、周辺の観測井戸で酸素濃度測定を実施していると聞いているところがございます。

○安藤委員

JRは対応について検討していくと言っているということなのですが、つまり、今のところ原因究明が行われていないということではないのですか。原因究明が行われていないという、自らが要請したことに対して、それが実行されていないということに対して、品川区としてはどう考えているのか。

それと、これは、住民にとっては、ここに書いておおり、ここから住宅地に入っていくわけです。

よね。酸欠気泡は、それは一息吸ったら意識昏倒というわけですから、それが発生したということは、地下室なんかにたまったら大変なことになるわけです。

それと同時に、東京外かく環状道路とかで言われているのは、気泡の発生が陥没事故の予兆としてあったということもあるわけです。だから、何らかの工事の影響が地上に出ている予兆ですよということもあったわけですからすごく心配しているわけなのです。先ほど伺ったように、原因究明が行われていないことに対して区はどう考えているのかということと同時に、対応について検討していきますとJRは言っていますけれども、仮にこのまま、検討中のまま、原因究明が行われないうまま、明日から、来週からでもいいですけども、工事を始めますと言ったら、区としては納得するのですか。それも併せて伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

区といたしましては、原因究明が今まさに検討されているというところをごさいますて、要請書の発出に至った理由といたしましては、繰り返しになりますけれども、シールド掘進位置の近傍が発生地点となっていること、区民から不安や懸念の声が寄せられていたこと、また、説明会でも同様の声が上がっていた、そのような背景があったことから、それを受けて区として、要請書の発出に至っているというところをごさいます。

原因究明を行わなければ本掘進に入らないよというところもあるかと思うのですが、リニア中央新幹線につきましては、JR東海が国から認可を受けて、JR東海の下に実施されている事業でございます。区といたしましては、引き続きの原因究明と区民への丁寧な説明、適切な措置を図るようJR東海に求めるなど、必要な要請を行ってまいります。

○安藤委員

原因究明が今まさに行われているという認識だとおっしゃいましたけれども、そうなのですかね。そこは確認してください。原因究明をやっているのですかと。対応について検討していくとしかJRは言っていないわけですから、そこは必ず確認していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。原因究明は今まさに行われているのですか、やっているのですかというのを聞いてもらいたい。そしてそれを議会にも報告していただきたい。いかがでしょうかということです。

それとあと、やはり今のご答弁ですと、区としては要請はしたけれども、その要請に答えなかったとしても、それはJRの責任ですと言っている答弁なのですが、私はそれでいいのですかとすごく思います。やはりこれは区民の財産とか命に関わってくる問題なので、それで済まない問題だと私は思いますので、併せて、原因究明が行われないうまま、JRが工事を始めようということを言ってきたら、区として抗議すべきだと思うのですが、そこについては抗議するお考えがあるのかなのか、伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

今現在、原因究明が行われているのかということにつきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、現状、泡の状況等を引き続き注視しつつ、対応について検討していくとJR東海から聞いてるところでございます。

区としてそれでいいのかというお話もございましたが、こちらにつきましても繰り返しになりますが、リニア中央新幹線につきましては、JR東海が国から認可を受けて実施している事業でございます。区といたしましては、引き続き必要な要請を行っていく考えでございます。

あと最後、1点ですね、本掘進に入るというお知らせを聞いたときに抗議すべきではというところもありましたけれども、こちら先ほどの繰り返しになりますが、リニア中央新幹線はJR東海が国から

認可を受けているものでございますので、区といたしましては引き続き必要な要請を行っていく考えでございます。

○安藤委員

私たちとしては、リニア新幹線事業そのものが非常に問題を抱えているので、中止すべきだと思っているのですが、少なくとも酸欠気泡が発生したという状況で、その原因究明が行われず進めていくということは許されるのですかという点について品川区へ問いただしているわけですが、そこについても、それはJRの対応ですと言わんばかりの答弁が続いております。私は、この請願を採択をして、やはり議会として区民の財産と命を守っていく立場に品川区は立ってくださいと強く求めるべきだと思うので、ぜひほかの委員の皆さんにも採択していただきたいなど。これはお願いなのですがけれども、訴えたいと思います。

最後、2つだけ、すみません、お伺いしたいのですが、品川区の資料を見ますと、3番目のところですけれども、トンネル掘進時期に合わせたオープンハウス説明会の開催とあるのです。今回の5月に行われたオープンハウスの説明会の案内というのは、第二京浜から西の地域にはポスティングされなかったのです。なので、対象外だったのです。別に来てもいいのですがけれども、ただ、案内されなかったと。

つまり、第二京浜から西、中延ですとか旗の台の地域住民にとっては、本掘進工事、トンネルを掘り始めた後に随時説明会が行われるということになると思うのです。それでいいのですかと。それは順序が全然違うのではないかと。不誠実極まりない態度なのではないかと私は思いますけれども、品川区で掘進を始めて、ちょっと近づいてきました、十分に掘進をやってから説明というのは、言われたほうも困るでしょうと。また、品川区はこれでいいと思っているのですかと。

さらに少なくともなのですがけれども、まずはオープンハウスというのを、まだ案内されていない地域、トンネルを始める前にやるべきなのではないのですかというのの一つです。

もう一つは、請願書に書いてありますが、中止を決断するよう求めてくださいと項目の3番目にあります。品川区がリニア新幹線の中止を求めない理由というのは改めて何なのかというのを聞かせてください。

○大石まちづくり立体化担当課長

2点、ご質問をいただきました。

まず、オープンハウスの話でございますけれども、JR東海は今後もシールドトンネル工事の進捗に合わせて順次オープンハウスを行っていくという形で聞いているところでございます。現時点で具体の日程等については報告ございませんが、報告があった際はしっかりと議会にもご報告させていただければと思います。

また、中止を求めない理由というところでございますけれども、こちらも繰り返しになりますが、リニア中央新幹線につきましては、JR東海が国から認可を受けて、JR東海の下に実施されている事業となっております。区といたしましては、JR東海に対して引き続き必要な要請を行っていく考えでございます。

○安藤委員

説明の件なのですが、結局、中延とか旗の台の地域住民には説明がなされずに、そのうち本掘進のトンネル工事が始まってしまう可能性が高いと思われるのですが、そういったことが行われることについて、品川区はよしとしているのでしょうか。そこら辺についての説明などは受けていないのでしょうか。私は理不尽極まりないとか不誠実だと思っておりますけれども、それはどうかという点を伺い

ます。

あと、中止の話ですが、これは民間事業の責任において行われていると言うのですけれども、そういう事業は幾らでもあるわけです。でも、中止を求める事業というのはあるわけであって、中止を求めない理由というのはそれ以外にないのですかと。

危険ではないから中止を求めないというのか、それとも、リニア新幹線が区にとっては進めてほしい事業だから中止を求めないのか、そこら辺がよく分からないのです。今のご説明だと説明になっていないと思うので、改めて伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

質問を2点いただきました。

まず、5月のオープンハウス型説明会で対象になっていない方への説明がない中で本掘進が始まってしまうのではないかとこのところでございますけれども、区といたしましては、昨年12月に開催されました調査掘進の確認結果に関する説明会のほうで、シールドトンネル工事の安全対策や周辺環境への影響の確認結果および本格的な掘進での取組などの説明が行われたと認識しているところでございます。そういうところで、何も説明していないというわけではないと考えておりますので、区としては必要な要請を引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

2点目の中止を求めない理由というところなのですけれども、大変恐れ入りますが、繰り返しになりますけれども、こちらはJR東海が国から認可を受けて、JR東海の下で行われている事業でございます。区といたしましては、引き続きJR東海に対しまして、安全な施工の実施と区民への丁寧な対応、工事に関する情報の適時適切な発信を求めるなど、必要な要請を行ってまいります。

○安藤委員

様々伺ってまいりましたが、到底、今の状況で本掘進に入るということは許されないと思います。品川区はJR東海に対して中止を含め厳しく意見を言うべきだと思いますし、議会としても、そのような立場に立って、この請願を採択すべきだと思います。

○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

○中塚委員

本掘進に入る前の今こそリニア新幹線の中止を決断するようJR東海に求める請願ということで、品川区民の会より、代表ほか280名の方から請願が提出されております。私、昨年も建設委員会を務めさせていただきまして、リニア新幹線中止を求める請願は繰り返し大勢の方が区議会に提出し、品川区はJR東海に中止を求めよと何度も声が上がっております。

まず担当課長に伺いたいのは、なぜこうして繰り返し、しかも多くの方から区に対してリニアの中止を求める請願が上がっているのか。この区民の気持ちをどう理解しているのか。理由と気持ち、そこを伺いたいと思います。

○大石まちづくり立体化担当課長

繰り返し陳情・請願、また、区への問合せなど、いろいろご不安・ご懸念の声はいただいているところでございます。区といたしましても、そのような声を受け止めまして、しっかりとJR東海に必要な要請を行ってきたところでございまして、今後も必要な要請は行っていきたいと考えているところでございます。

○中塚委員

先ほどから必要な要請、必要な要請とおっしゃいますけれども、繰り返し、また、多くの方がこの請願・陳情を提出しているその理由を、区は正面からまず受け止めるべきだと思います。請願にも書かれておりますけれども、目黒川で致死量にも匹敵する酸欠空気が明らかになったこと、それとリニア工事との関係をJRは認めていないこと、さらにはトンネル事故など、具体的な危険性や不安を示して区に中止を求めているわけです。それに対して、必要な要請をしていくと。区民の気持ちがかたく理解できていないなど、この点を指摘したいと思います。

では、気泡について伺いますけれども、5月12日の建設委員会でも、この点、担当課長と質疑をさせていただきました。先ほども説明はありましたが、JRには原因究明を求めていると。JR自身は観測をしていると。つまりは今も危険はない、安全だという説明がこれまでありましたと。私は、なぜ安全と言えるのか、区の認識を伺いたいと思います。

5月12日の建設委員会でも、結局、JR東日本は観測している、調査している、注視していると言うけれども、その調査の場所も、方法も、データも、区は何も把握せずに、ただ事業者が安全だと言うから安全だと。このやり取りが既に行われました。

こんなので何で安全だと言えるのかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○大石まちづくり立体化担当課長

区がなぜ安全だと言い切れるのかということをございますけれども、こちらにつきましては、これまで気泡が発生して以降、JR東海が、各種、例えば護岸の調査だったり、地表面の変位の計測をしております、異常がないというところを確認しているところをございます。

また、今現在行われております観測井戸での酸素濃度測定につきましても、大気と同等の結果が出ているということで報告を受けているというところをございます。

○中塚委員

異常がない、結果が出ているとおっしゃいますが、ならば、どこで調査をしているのか、どんな方法で調査をしているのか、異常がないという数値を区は把握しているのですか。

○大石まちづくり立体化担当課長

酸素濃度測定の詳細につきましては、シールドマシン周辺の観測井戸にて定期的に酸素濃度測定を行っているというところをございます。

○中塚委員

定期的にというだけで、具体的に数値を区は認識しているのですか。前回の建設委員会でのやり取りで、していないということが明らかになっているのだから、この場でもすぐ認めればいいではないですか。

改めて伺います。つまりは、どこでどんな調査をしているのか、どういう数値が出ているのか、その客観的なデータが示されないで、なぜ安全と言えるのか、異常がないと確認できたとなぜ言えるのか、伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

なぜ安全と言えるのかということをございますけれども、まず酸素濃度測定につきましては、JR東海からは、周辺環境に影響が認められる結果、これはすなわち酸素濃度測定結果が大気中の酸素濃度約21%を下回った場合が異常が認められるとJR東海のほうで考えているということで、今、その結果は出ていないと聞いているところをございます。

また、地表面の測定だとか護岸の測定につきましては、JR東海からは数値的に大きい変位は見られ

ないと、測量誤差の範囲であったというところで聞いてございまして、周辺環境には影響ないものと区として受け止めているところでございます。

○中塚委員

前回は指摘して、やり取りしましたけれども、結局データは出ていないのです。ただ単にJRが異常がないと言っているだけなのです。それでなぜ安全と言えるのかと私は思います。結局は安全神話みたいなものなのです。

ぜひ品川区には、どこで調査をしたのか、どんな調査をしているのか、どんな数値のデータが出ているのか、少なくともこれをJRに対して、公表すべきだと、客観的なものを区に知らせるべきだと、この要請をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

先ほど来、必要な要請は行っていくと区は何度も述べております。そう言うのであれば、測定の方法だったり、結果だったり、データを公表すべきだと、区にも知らせるべきだと、それをJRに求めていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○大石まちづくり立体化担当課長

まず、地表面変位の計測結果につきましては、説明会で説明してございまして、そちらにも数値としては出ているというところでございます。こちらで、いずれの測量点においても変位はプラスマイナス3ミリ程度に収まっており、沈下や隆起が続く傾向は見られませんでしたというところで、広く説明会で説明していると認識しております。

区といたしましても、今追加でやっております酸素濃度につきましても異常は見られない、地表面変位についても数値をしっかりと出しているというところで、安全であると受け止めているというところでございます。

ただ一方で、引き続きまして、いろいろな区民の声、ご不安やご懸念の声を受け止めておりますので、必要になる要請については引き続きしっかりと行ってまいります。

○中塚委員

データが出ていると言いますがけれども、課長がつくってくれた資料の、11月11日時点の調査結果は出ているのです。その後、区が要請をして、JRは引き続き注視・監視・調査している、こっちが出ていないと私は言っているのです。数値が出ているのに、中塚、何を言っているのだみたいなそんな言い方をしているけれども、違うのです。

説明会では11月11日にと、書いてありますよ。その後、引き続き注視というところで、調査しているとJRは言うけれども、その調査の場所も、方法も、数値も、何も明らかになっていない。にもかかわらず、区は安全だと言う。その調査の場所や方法、数値をJRに求めると言っても、その考えはない。これでは区民の不安は全く払拭されないと私は思います。

ぜひJRに対して、少なくとも安全だと言うのだったら、その根拠を出せと。1回ぼっきりの調査ではなくて、現状どうなっているかを注視しているわけだから、そのデータを出せという立場に立つべきだと改めて伺いますが、ご答弁いただきたいと思います。

併せて、請願は、先ほどもありましたが、中止を決断するようJRに求めてくださいということで、区は必要な要請を行っていくと。これはJRが国から認可を受けて進めているものだから、区としてはJRに中止を求める考えはないという説明がありました。

必要な要請を行っていくと言いますが、ならば、その中に中止の要請という選択肢はあるのかなのか。別の言い方をすると、JRが進めていると、なぜ品川区は中止を求めないのか、伺います。

○大石まちづくり立体化担当課長

現在の調査の追加の数値というところでございますけれども、JR東海からは、5月に開催したオープンハウス型の説明会にて、目黒川の泡の状況などについては説明を行っているところと聞いています。

中止の要請につきましては、こちら、繰り返しになりますけれども、区といたしましては、国から事業認可を受けているJR東海に対しまして、中止というところではなく、しっかりと安全に施工がされるよう、引き続き必要な要請を行っていく考えでございます。

○中塚委員

5月の説明をしたことは、さっきも言ったではないですか。区がつくった今日の資料に書いてあるのです。問題は、その後、区が原因究明を求めて、相手も注視すると言って、引き続きの注視、別の言い方をすればモニタリング、そのデータが出ていないということをさっき言ったのに、またデータは出ていますよなんていうのは、本当に不誠実だと指摘をしておきます。

なぜ国に中止を求めないのかということで、中止ではなく安全に施工と今ご答弁がありました。つまり、品川区としては、リニア新幹線は早く完成してほしいという立場ですか。

○大石まちづくり立体化担当課長

繰り返しになりますが、リニア中央新幹線はJR東海が国から事業認可を受けて進めているものでございます。区といたしましては、JR東海に対して、引き続き安全な施工と区民への丁寧な対応、工事に関する情報の適時適切な発信を求めるなど、必要な要請を行っていく考えでございます。

○中塚委員

中止ではなく安全に施工と先ほどおっしゃいましたよね。中止ではなく安全に施工とは、どういう意味ですか。

○大石まちづくり立体化担当課長

安全な施工というところでございますけれども、こちら、一つにはまず地上に影響がないような形で、そういったものを含めまして、総括的に安全な施工の実施と区民への丁寧な対応、工事に関する情報の適時適切な発信を求めているものでございます。引き続き必要な要請は行ってまいります。

○中塚委員

影響がないように安全に施工ということは、つまり、リニア新幹線を進めてほしいというのが区の立場でしょう。いや、別に私と区の立場は違っていいのですよ。今、区の立場を単純に聞いているのです。なぜそこを隠そうとするのですか。区としては、リニア新幹線、安全に工事が行われてほしい、つまりは進んでいただきたいと思っているのですというのだったら、そう言えばいいではないですか。何でそれは言えないのですか。改めて伺います。

実際、課長が何かぐだぐだ言っても、今、品川区は森沢区長と長野県の飯田市との間で、未来のご近所として災害協定を結んでいるわけです。つまり、リニア新幹線が完成した暁には、未来のご近所になるから、品川区長と飯田市長で協定を結んでいるのです。つまり、リニア新幹線の完成が前提だということですよ。だから、リニアに賛成だと正直に言えばいいではないですか。自分の立場をごまかすのではなくて。

賛成・反対の意見が分かれるから議論が起きるのです。それは別に民主主義だからいいと思うのです。担当課長として、自らの立場をごまかすという姿勢は、私はいただけない。区長にも聞きたいけれども、この場にはないからね。

品川区はリニア推進なのでしょう。ごまかさずにご説明ください。

○大石まちづくり立体化担当課長

繰り返しのようになりますが、リニア中央新幹線はJR東海が国から事業認可を受けて、JR東海の下、実施されているものでございます。区といたしましては、JR東海に対して、引き続き安全な施工の実施と区民への丁寧な対応、工事に関する情報の適時適切な発信を求めるなど、必要な要請を行ってまいります。

○新妻委員長

中塚委員、まとめてください。

○中塚委員

こんな答弁で私が納得すると思いますか。リニア新幹線の完成が前提なのでしょう。協定を結んでいるのだから。何で賛成だという立場を隠そうとするのですか。

繰り返しの説明はもう結構です。リニア新幹線、賛成だと。別の言い方をしましょう。安全に工事が進んでもらいたいという立場ですと。なぜその立場が表明できないのですか。まずお互いの意見が表明されないと、議論が深まらないではないですか。ちなみに私は反対ですよ。私はリニア反対です。そうだろうなと思っていらっしゃるとは思いますけれども、さっきから、ぐだぐだ言わないで、賛成だという立場がなぜ表明できないのかを伺います。

○新妻委員長

傍聴人に申し上げます。審査の妨げになりますので傍聴人はご静粛に願います。私語はできません。

○大石まちづくり立体化担当課長

賛成・反対というところでございますけれども、今現在、この事業につきましては、JR東海が国から事業の認可を受けて進めているものでございます。区といたしまして、飯田市との連携協定等の話でございまして、そういった事業認可がなされているというところで、協定を結んで、未来のご近所というところでお話合いが進められているものと考えているところでございます。

○中塚委員

この押し問答を聞いて、担当課長の答弁は的を射ているなどと思った人はいないと私は思います。国から認可を受けているから、区は賛成なのだけれども賛成と言えない。何だかこんなやり取りではいけないと思います。

いずれにしても、この請願の中では、国に中止するよう求めております。国から認可が下りていようが、JRが進めていようが、区民にとっては平穏な暮らしが脅かされる不安がつつ述べられております。これまでも繰り返し示されておりました。

品川区に至っては、まずこうした区民の声に向き合うということ、そして自分たちの立場をごまかさずに説明すること、その上で賛成・反対、大いに議論して、どっちに筋があるのか、それは議論が深まるのでいいと私は思います。その手前の時点でそういう姿勢を持っていることはいただけないと指摘をして、質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年請願第9号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結

論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○せお副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

区はできる限りの取組や対応をしてきていますし、今後もしていただきたいということを要望して、不採択とします。

○松永委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

区民からご意見や要望が本区へ届いていることから、昨年12月19日に要請文をJR東海に求めて、教室型、また、オープンハウス型の説明会を行っております。今後も順次説明会を行っていくとおっしゃっており、また、リニア新幹線は国が進めている政策であると認識しているため、今回の請願については、不採択でお願いいたします。

○ゆきた委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

理事者の説明からも、改めての原因究明については求めていること、また、区として適時適切な説明を求めている中に教室型説明会も含まれていること、さらに、区としては安全な施工と区民への情報発信をしていく姿勢を確認できましたので、不採択でお願いいたします。〔同日後刻に「区民への丁寧な説明をしていくということを確認させていただいたため、不採択」と訂正あり〕

○安藤委員

本日結論を出すで、採択をお願いしたいと思います。品川区は地元の自治体として、住民の不安と中止を求める声に応えるべきだと思います。今の対応はあまりにも不十分ですし、リニア新幹線は国が進めている国策、民間の政策だということもあるかもしれませんが、それであっても、住民の暮らしと環境に関わってくる重大な事業であれば、これは毅然と意見を申し述べるべきだと思いますので、採択を主張させていただきます。

○中塚委員

今日結論を出すということと、採択でお願いします。

やはり品川区議会としてもリニア中止の声を上げるべきだと思います。品川区長に対しても、中止の決断をJR東海に求めるべきだと思います。

併せて、先ほど質疑させていただきましたが、品川区には、やはりここは議会ですから、誠実な答弁を重ねて求めたいと思います。

○新妻委員長

それでは、本請願については結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

それでは、本件は本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本請願については挙手により採決を行います。

それでは、令和7年請願第9号、本掘進に入る前の今こそリニア新幹線の中止を決断するようJR東海に求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○新妻委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時00分休憩

○午後1時00分再開

○新妻委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、ゆきた委員より午前中の委員会での発言を訂正したい旨の申出がありました。

それでは、ゆきた委員、発言をお願いいたします。

○新妻委員長

請願第9号の採決の中で、適時適切な説明を求める中に教室型説明会が含まれていることとして不採択とさせていただきますが、こちらは、区民への丁寧な説明をしていくことを確認させていただいたため不採択と訂正させていただきたいと思っております。大変失礼いたしました。

○新妻委員長

会議規則第116条の規定に基づき、これを許可いたします。

ただいま申出のありました発言の訂正については、会議規則第116条の規定を準用し、これを許可します。

以上で本件を終了します。

1 議案審査

(1) 第84号議案 品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○新妻委員長

次に、順番を入れ替えまして、予定表1、議案審査、(1)第84号議案、品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして理事者よりご説明願います。

○羽鳥防災課長

私からは、第84号議案、品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。資料をご覧ください。

初めに、「1.改正理由」についてです。災害弔慰金の支給等に関する法律が令和元年に改正され、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する審査会等の設置について、区市町村の努力義務とされました。区といたしましては、令和6年能登半島地震の教訓も踏まえ、災害時に円滑に弔慰金等を支給できる体制を整えるため、このたび条例改正を行い、審査委員会を設置したいと考えております。

次に、「2.品川区災害弔慰金等支給審査委員会」についてです。設置目的は、災害弔慰金および災

害障害見舞金の支給に当たり、災害と死亡あるいは災害と障害の因果関係の判明が困難な場合に、審査委員会における審査を経て、判定を行うものであります。構成員は、医師、弁護士、区職員その他区長が必要と認める者から8名以内で組織するとしています。任期は2年以内とし、再任も可能です。

次に、「3.改正内容」についてです。添付資料の新旧対照表のページ6分の5をお開きください。第5章といたしまして、品川区災害弔慰金等支給審査委員会について追加記載するものでございます。

1枚目の資料にお戻りください。次に、「4.施行日」および「5.今後のスケジュール」については、記載のとおりでございます。

最後に、「6.その他」についてです。審査委員会設置に伴い、記載の条例および規則の改正を行います。なお、品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の改正につきましては、総務委員会での審査となっております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新妻委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しましてご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

この審査委員会の23区での設置状況が分かれば教えてください。

それと、災害による死亡あるいは障害か否かの判定なのですが、何か基準判定基準のようなものがあるのでしょうか。審査委員の判定の基準になるようなものについてどうなっているのか、伺いたいと思います。

それとあと、審査委員会ですけれども、これは常設なのでしょうか。必要に応じてのみの開催なのか。委員会の報酬というのは開催時のみ発生するのか。総務のことも含むかもしれませんが、関連するので伺います。

○羽鳥防災課長

まず、他区の状況についてですけれども、こちら、23区中5区が審査会の設置について条例で定めているところでございます。港区、新宿区、台東区、墨田区、杉並区、以上の5区になります。

また、判定する基準についてですけれども、こちら、一定の基準は設けられていないと。災害が起きたときに、審査委員会の中で一定の基準を設けるということに、過去の災害でもなっております。

報酬につきましては、こちらの審査委員会は常設するものでございます。平時から組織として設置するものでございます。開催のときに報酬をお支払いするというのを考えております。

○安藤委員

では、6区目ということになると。分かりました。

すみません、基準について、よく聞き取れなかったというか、ふだんからひな形みたいな判定の基準が共通であって、それを使うのか、それとも、改めて審査委員会の中でみんなで話し合っただけで判定基準みたいなものを定めるのか、そこら辺、もう少し教えてください。

○羽鳥防災課長

基準についてですけれども、過去の災害における審査委員会の事例におきましても、統一の基準というものはこれまでありません。それぞれ災害の中で開かれる審査委員会において一定の基準が定められるという流れになります。

○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

○中塚委員

改正の理由に、災害時に円滑に弔慰金等を支給できる体制を整えるためとあり、そのとおりだなと思っております。

幾つか伺いますけれども、この条例改正がされる前とされた後と、今回はされた後の説明がされているわけですが、どれぐらい円滑になるということなのか、この条例改正によってどれぐらいスムーズになるということなのか、そこをご説明いただきたいなと思ったのです。

例えば発災がありました、審査委員会がありました、ご家族に支給されますと。この一連の流れが、今までだったらこれぐらいだったのが、この条例改正によって、ケース・バイ・ケースだとはもちろん思いますけれども、例えば半分ぐらいを見通しているとか、この円滑にというのが、これでどれぐらいの見通しを持って早くなるのか、そこをご説明いただきたいと思います。

もう1点、条例改正にどのような災害かというのは書かれているのですが、いわゆる大規模災害になった際、首都直下型大震災のように被害の規模が大きい場合というのは、日常の災害の被害とは規模が異なるから、これに限らず、行政機能が止まらないように様々準備をしているのは当然ですが、大規模災害のときはどういう動きになるのか。やはり規模が大きくなればなるほど、速やかに、でも、1件1件判断しなければいけない。そこの実際のイメージが湧かないもので、ご説明いただきたいと思います。

○羽鳥防災課長

まず、質問の1点目、改正によってどれぐらい早く支給できるのかというところでございますけれども、一つ、令和6年能登半島地震の事例を申し上げますと、1月1日に発災して、能登半島地震においては、5月14日に初めて災害関連死に伴う審査会が開かれたということになっております。ただ、このときは、石川県が各自治体の合同開催という形で進めたということになっています。その事例というのは、今回、各自治体のほうで条例の整備が整っていなかったということも踏まえ、石川県のほうで合同開催をしたというところで、約半年ぐらいかかったというところですよ。

東京都においては合同での開催というのはなかなか難しいであろうと。それなりの規模になるだろうということも想定しますので、やはり各自治体で平時から審査会を設置する必要があると考えています。ですので、具体的な期間というのは分かりませんが、災害の規模にも応じますが、早急に対応できるように準備を進めるということでございます。

あと、実際の大規模災害が起きたときの動きですが、今回、平時から審査委員会を設置して、委嘱する委員の方を決定します。災害が起きましたら、各関係する委嘱された委員の方にお集まりいただいて早急に審査委員会が開けるように動くという流れになります。

○新妻委員長

ほかにかがでしょうか。

○ゆきた委員

品川区災害弔慰金の支給等に関する条例に関連して、現在までの火災・風水害に対する品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱についてお聞きします。品川区のホームページで検索して、タイトルが出てきてもアクセスできないということになっています。ここについて詳細をお聞きできればと思います。

○羽鳥防災課長

今委員からご質問いただきました品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱についてでございますが、こちらは今回ご審議いただいている品川区災害弔慰金の支給等に関する条例とはまた別のものになってございます。対象としている災害の規模や弔慰金の金額などが異なるものでございます。

具体的には、前者の品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱が該当している災害は、災害救助法の適用にならない小災害、火災や水害になります。お支払いさせていただく弔慰金は5万円という形になります。今回ご審議いただいているものに関しましては、災害救助法が適用になる大規模災害で、弔慰金の金額は500万円という形になります。

今回、条例の改正に伴いまして、それぞれ名前が似通っていて分かりづらいということが判明いたしましたので、今回の提案に先立ちまして、令和7年6月1日付で前者の品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱の名称を、品川区小災害見舞金等支給要綱に修正させていただきました。ホームページのほうも修正版を掲載しているところでございます。

○ゆきた委員

確かに品川区小災害見舞金等支給要綱は、火災・風水害のところから拝見することができるのを確認しました。令和7年6月1日に名称が変更されているとも分かりますが、これは説明を受ければ分かりますけれども、区民からすれば、今までの火災・風水害の見舞金はどれぐらいなのか、調べようとしても、名目が変わっているので、なかなか分かりにくいと思われまます。

品川区災害弔慰金の支給に関する条例に関連して、品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱の名称もその辺を見通して変わったということとでだいまご説明がありましたが、これについて、混同することがないようにご報告・広報が必要かと感じましたが、この辺について改めてお聞きできればと思います。

○羽鳥防災課長

今回、名称のほう、分かりやすいように変更させていただきましたので、引き続き区民の方に分かりやすいように、丁寧に説明していきたいと考えております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○せお副委員長

賛成いたします。

○松永委員

賛成です。

○ゆきた委員

賛成です。

○安藤委員

迅速な弔慰金支給のために必要な措置であり、賛成です。

○中塚委員

賛成です。

○新妻委員長

それでは、これより第84号議案、品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

2 請願・陳情審査

(2) 令和7年陳情第17号 小山三丁目第一地区市街地再開発準備組合令和6年度第一回臨時総会検証を求める陳情

(3) 令和7年陳情第22号 都市再開発法案国会決議無視、不同意地権者排除非通知の小山三丁目第一地区準備組合令和7年度第一回臨時総会開催無効、再開発本組合設立申請無効に関する陳情

(4) 令和7年陳情第23号 小山3丁目再開発の中止を求める陳情

○新妻委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査、(2)から(4)までの陳情3件につきまして、関連する内容のため一括して議題に供します。

進め方としまして、3件の陳情について一括して説明・質疑を行った後、その取扱いについて1件ずつ、各会派のご意見を確認したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本陳情は初めての審査でありますので、書記に朗読してもらいます。

〔書記朗読〕

○新妻委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして理事者より一括してご説明願います。

○中道都市開発課長

それでは私から、資料に沿ってご説明をいたします。武蔵小山駅周辺における再開発の動きについてでございます。

武蔵小山駅周辺では、武蔵小山パルム駅前地区第一種市街地再開発事業および武蔵小山駅前通り地区第一種市街地再開発事業が行われてきました。また、小山三丁目第1地区、小山三丁目第2地区では都市計画が告示され、現在、市街地再開発準備組合が市街地再開発組合設立に向けた検討を行っている状況でございます。

地区の詳細な状況でございます。武蔵小山パルム駅前地区につきましては、令和6年5月に市街地再開発組合が解散してございます。

武蔵小山駅前通り地区でございますが、令和7年2月に市街地再開発組合解散の認可を受け取ってございます。今後、地域に解散の旨のビラをして、解散に向けて進んでいくという状況でございます。

小山三丁目第1地区、第2地区につきましては、令和4年3月に地区計画の決定、高度地区の変更、防火地域および準防火地域の変更、令和4年7月に第一種市街地再開発事業の都市計画の決定を告示してございます。

小山三丁目第1地区につきましては、令和7年5月に組合設立認可申請書を区のほうで受理してございます。区は6月に東京都に送付してございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

これより一括して質疑を行います。ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

まず、陳情第17号から伺っていきたい。その前に、小山三丁目第1地区、陳情にもちょっとありましたけれども、改めて、第1地区の事業費と、あと補助金額、予定されている額は幾らなのかというのを伺いたいのと、あと再開発準備組合への加入状況などについても伺いたいのですが、ここの地区の総地権者数は何人で、そのうちの内訳として、土地所有者数、借地権者数、マンション区分所有者数は何人いるかを伺いたいのと、今言った3つの分類それぞれについて、準備組合の加入者数というのですか、加入率などを教えていただきたいと思います。

○中道都市開発課長

小山三丁目第1地区の、まず事業費でございますが、陳情にもお伝えされています、2ページ目に963億1,000万円と記載されているところでございます。今、資金計画上での補助金額につきましては、こちらに229億8,000万円と記載されておりますが、こちらにつきましては、今後組合を設立した際に、区のほうと東京都または国との調整によって変更してくるというようなものでございます。

また、準備組合への加入というところでございますが、現在、事業認可の申請書が提出されたというところで、今、最新の準備組合の加入者というのは区は把握していないところでございます。

今回、事業認可申請をされたというところで、再開発に対して同意している方の同意書が提出されてございます。そうした中で、区はその同意者について把握しているところでございます。全体につきましては84%の方が同意されているという状況でございます。

○安藤委員

地権者数についても伺ったのですが、総地権者数と、土地所有者数、借地権者数、マンション区分所有者数、そして今、再開発への同意率は把握しているということでしたので、それぞれの同意率について伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

地権者の総人数でございますが205名、区分所有者の方につきましては148名、土地所有者の方は21名、借地権者の方は36名というところでございます。

同意率につきましては、土地所有者の方が73%、また、マンションが5棟ございますが、その区分所有者の方の平均をとりますと84%の方が同意されているというところでございます。また、借地権者の方につきましては約91%の方が同意しているという状況でございます。

○安藤委員

区分所有者の方が148名いて、平均で同意が84%にとどまっているということなので、これは実数にすると相当残されているということだと思いますけれども、30人ぐらいは取り残されているのかなと思いますし、あと、土地所有者の方も73%にとどまっているということで、これもまだまだ同意されていない方が多い中で、今回申請書を受け取り、それを東京都に送付したというのは、日頃、100%の同意を目指していますということをよく言われますけれども、ちょっと問題なのではないか

など私は思います。

それと、地区内には5つのマンションがあるのですけれども、その合意状況についてももう少し伺いたいのですが、ここに書いているように、1区分所有者の人は全体で1つの権利の中の1人に過ぎないということでございます。マンションごとに意思決定というのですか、先ほどの同意申請、そういうのはしているのでしょうか。その5つのマンションというのはどのように意思決定をしているのか。計画に同意しない区分所有者の意思というのは、どのように反映され、尊重されているのか。そこら辺、伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

区としまして、こういった同意の部分については、1人でも多くの方の同意をとった中で進めていきたいというところは変わりなく考えてございます。

一方で、同意をされなかった方々の理由につきまして、準備組合から聞いてございます。約半数の方々につきましては、同意はしているのだけれども書類の不備があった方、または、この先、権利変換といったもので、ご自身の権利がどのような形で変わるのかが分からない中ではなかなか同意ができないといった声を聞いているところでございます。また、残りの半数の方々につきましては、再開発事業自体に賛成できないという形で同意を出されていないというところでございます。

そうした理由を踏まえまして、現段階では今この数字がいわゆる同意がとれるというかご理解をいただける状況という認識の下、東京都と相談した上で、こういった事業認可を進めているというところでございます。

続きまして、地区内のマンションの5棟の同意のとり方というところでございますが、こちらにつきましては、各お部屋に準備組合の方が伺いまして、いわゆる同意はどうか、まちづくりの話、または都市計画の話、今後の権利変換ですね、モデル的な権利変換のお話などをして、一人一人から同意の確認をしているというところでございます。

○安藤委員

現段階では合意がとれていると判断しているとおっしゃいましたけれども、やはりこれは一人一人の地権者にとっては本当に人生が、財産もかかっているし、人生もかかっているし、ともすれば命にもかかるということになると思うので、そういう判断をしたのは早計過ぎると私は思いますし、申請を受理して送付したというのですが、私は送付を取り消すべきなのではないかなというぐらいに思っています。

もう少し伺いたいのですが、3月24日と4月18日に総会が行われたと。本組合設立申請の議決に関連し2回行われているのですけれども、この出席状況について、陳情書でも具体的に書かれていますが、それぞれ24日と18日なのですが、伺いたいのですけれども、複雑なのですが、総会が成立した、総会の人数は何人だったのかというのと、当日、出席者数は何人で、委任状参加は何人だったのかというのをそれぞれ知りたいです。

それとあと、どっちなのかな、4月18日のほうで決議したと私は思うのですけれども、本組合設立申請の同意者数というのは、最終的に総会参加者のうち何人だったのか。それが何%だったのかというのを、これが区に対して本組合認可申請の根拠になった総会と言われているものですから詳しく伺っているのですけれども、いかがでしょうか。

○中道都市開発課長

まず、判断、申請を取り消すというところでございます。都市開発法の中には、施工の認可の基準というものがございます。申請書でございますけれども、まず第14条にございます同意というものの、

66%以上の方が同意をした際には認めるといったところの第14条のもの、または第7条や第17条の中で、認可申請書類につきましては、申請手続が法令に違反していないこと、または不備がないことなど、そうしたことがなければ、その認可をしなければならないという形がございます。

ですので、区といたしましては、まだ100%にはなっていない中で、時間をかけて地権者の方々の同意をとってきたといった準備組合の申請書を中止するような権限はないというところで、書類上の不備がないというところは確認しましたので、それを東京都にお送りしたと。要するに認可しなければならないという状況でお送りしたというところがございます。

また、準備組合の総会または臨時総会の件でございますけれども、この数字につきましては区のほうでは把握していない、やはり準備組合は民間の組織というところですので、詳細な部分について、区は全て把握しているような状況ではございません。組合にもヒアリングを行いましたけれども、今、陳情にございます4番と5番ですか、参加者人数等につきましては、準備組合からは非公表でお願いしたいと聞いてございます。

○安藤委員

認可するのは、東京都に送付したので、都だと思っておりますけれども、不備がなければ認可しなければいけないということ。しかもそれが66%というこの法律ですね、本当に悪法そのものだと私は思いますけれども、現行の法律に従っている限りそうなるというので、私はこの法律がいかにデベロッパーに都合よくできているか、本当に見直さなくてはいけないなということをお場で改めて言いたいと思います。それで、区で把握していないことが多くて、しかもヒアリングしたら準備組合のほうは公表してくれるなという話でしたが、それもとんでもないなと思うのです。これ、だって、何億円の税金が入っているのですかという話なのです。すごく入っていますから、すさまじい税金、区の単独事業で229億円もつけている事業はありますか。それはほとんど公益的な事業なわけであって、公金が動くようなところの認可の審査に関わることを公表してくれるななんて、どの口が言うのですかと私は言いたいと思います。

であるならば、品川区が把握しているところは何なのか。受理して送付したというわけですから、もう一度、先ほどの回答に、同意率というところになるかもしれませんが、今品川区が把握しているところというのは何なのか、それはぜひ教えていただきたい。

それと併せて、これは準備組合の総会ということなので、そもそも組合に入っていない人が、把握していないというか、ありましたけれども、いるわけではないですか。権利者でありながら様々な理由で準備組合に参加していない方々に対しては、今回の組合設立、つまり、事業認可の申請に係る重大な総会のこと、これはお知らせがあったのでしょうか。そういうお知らせとかがどういうふうになされていたのかという点についても伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

陳情のうち、区が把握している部分につきましては、1番から3番の部分把握しているような状況でございます。1番につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。2番につきましては、地権者総議決権数は57、区分所有者の議決権数につきましては5名、土地所有地権者議決権数は19、借地権者の議決権数は33となっております。3番の組合員の総人数は169名、議決権総人数は57名、区分所有地権者組合員数は117名で議決権人数は5名、土地所有地権者組合員数につきましては19名、議決権人数は19名、借地権者組合員数は33名、議決権数は33名と聞いてございます。

また、組合に入っていない方々に対してのお知らせはどうなのだというところがございますが、臨時

総会があったときに、区に提出する間の中で、準備組合に入っていない方々に対して準備組合が個別でお話に行ったということは聞いてございます。会っていただけない方もいたし、または会えなかった方もいるということは聞いてございますので、全員に周知できたかと言われると、その部分はできていないという状況でございました。

区といたしましては、そういったお話も聞きましたので、地区内の方々に、受け取った後でございませぬけれども、そういった申請書を出したということはきちんとお伝えをしてほしいということで、まちづくりニュースという形で、地区内の方々にビラを配布したというところでございます。

今後につきましては、やはり最適だったのは、出す前にビラ等を配って、皆さんにお知らせしてから区のほうに持ってきてほしかったというのが区の考えでございますので、そういった意味で、地区内の方々にきちんと周知されるように、今後も区は指導していきたいと考えてございます。

○安藤委員

区としては、最後に課長がおっしゃったようなことであるならば、これは、そうあってほしかったということではなかったわけですから、私は、区の権限がどこまであるのかというのはあるかもしれませんが、もう1回やり直してくれと言ったほうがいいと思います。

今の質疑で明らかになったのは、結局、法律そのものがそうなっているからしょうがないと言えましょうがないかもしれないですけども、反対している方々は全く知らされない中で、総会が開かれて、自分の財産に係る重要なことが決定され、それが勝手に都に送付されて、その後、訪ねてきたという。完全な事後報告ということで、これは本当に当事者はないがしろもしいところという、そういう再開発の本質が如実に明らかになったのではないかなど。これはまちづくりでも何でもなし、そこに住む人の思いが全く反映されていませんし、まちづくりの主体はそこに住む住民ですと品川区の区長がおっしゃっていますけれども、そういう実態では全くないということが明らかだと思っておりますので、私は品川区に強烈に意見を言ってほしいなと思っております。

それで、改めて陳情第22号についても伺っていききたいと思います。陳情理由1なのですけれども、要するに、こちら、弱小地権者の方や区分所有者の権利が弱い方々は無視されているのではないかと。どこが地権者発意なのでしょうかとこの問いかけだと思うのですけれども、私も実態としてはそうなっているのではないかと感じてしまっているのですが、改めて、不同意、不参加の区分所有者は何人いるというふうに品川区はつかんでいるのか伺いたいと思っておりますし、かなりいると思うのです。そのかなりいる中で、地権者発意とは私も言えないと思うのですけれども、陳情理由1に関わって伺いたいと思いたすのが1点でございます。

もう一つは、陳情理由2と3についてなのですが、アーケードの話が出ていますけれども、このアーケードはパルム商店街振興組合の財産であって、その架替えについては組合員の全員同意が必要だと聞いておりますが、今回再開発になれば、当然これは一旦取壊しになるわけです。その手続が必要になると指摘されています。ところが、陳情の4ページにありますように、このアーケードの心臓部で営業されている事業主の皆さんから、アーケード架替え等に関する協議の場が設けられ、協議したという話は聞こえてきませんとあるわけです。

この問題について品川区はどのように考えているのか、このまま進めてしまっているのかというのを改めて伺いたいと思っております。

○中道都市開発課長

まずは、反対している方々が知らなかったのではというところでございませぬけれども、そういったこ

とはないかなと思ってございます。同意をとる際に、準備組合は個別面談を各ご家庭を訪問して、権利変換であったりとか、同意であったりとか、まちづくりであったりというのは各ご家庭にお伺いしてお話をしてございます。そういった中で、詳細な提出時期というのはごくごく一部の方は知らなかった方もいらっしゃるかもしれませんが、そうした中で、まちづくりが現在どのように進んでいるかといったところは、各ご家庭に個別でご説明をしていると聞いてございます。

また、不同意の方が何名いらっしゃるのかというところでございますが、ここは、すみません、約でということで、いろいろと計算方法が複雑であるのですけれども、今、約35名前後の未同意いわゆる同意書を出されていない方がいらっしゃるというふうに、確認しているところでございます。

続きまして、アーケードのことについてはですけども、アーケードにつきましては商店街の資産というところでございます。そこは準備組合も把握しているというところでございます。今回の3の1のまちづくりにつきましては、パルム商店街を中心と左右で行っていく再開発ということで、準備組合としては、アーケードの老朽化している部分も一緒に架け替えていきたいという考えを聞いているところでございます。ですので、まずはそれをどのように架け替えるのかといったところを今年度検討していきたいというところを、準備組合の年間計画に記載したと聞いてございます。

最終的にアーケードをどうするかという決定権は商店街にあると思いますが、まずは商店街としましても、そういった検討資料などを踏まえて検討していく必要があるのかなと考えてございます。

○安藤委員

話を聞いていると、私は順番が逆なんじゃないかなと思っていまして、まず、申請をしましてアーケードにも重大な影響がある計画なわけですから、順番が逆なんじゃないかなと強く思います。

それで、少なくとも35名の同意書を出されていない方が置き去りになるということが明らかになりましたけれども、本当にこれでいいのかなと思います。時期尚早過ぎるし、申請を送付しましたが、やっぱり返してくれというふうに言うべき段階だと私は思っています。

で、その陳情理由、第22号の4についても最後伺いますが、指導する人ということで、国会決議について問われていますけれども、指導する人というのは誰なのか改めて伺いたいのと、区はどのような指導、この国会決議にあるような指導を行ったのか。同意を得られない者の立場を十分に考慮して、極力円満に設立手続を進めるよう指導することとあるわけですが、そこについて具体的に伺いたと思います。

○中道都市開発課長

まず、アーケードで順番が逆じゃないかというところでございますが、もちろん、そういった取組につきまして、パルム商店街の方々は何も知らないということではなく、また、理事の方とは準備組合または区のほうも日々調整をしている状況でございます。最終的な資料はまだパルム商店街のほうにはご提示している状況ではございませんけれども、こういった再開発の中でアーケードを老朽化対策といったものも一緒にやっていきたい旨の考えにつきましては、きちんとパルム商店街と共有を持っているという状況でございます。

また、どのような指導というところでございますが、もちろん区の最高責任者は区長でございますが、都市開発課といたしましては、そういった市街地再開発事業の業務を担っている部署でございますので、具体的にそういった指導をしていくのは都市開発課、私、課長であり、または職員というふうに考えてございます。具体的にどのような指導をしたかというところにつきましては、やはり一人一人丁寧に対応していただきたいというのを常々、準備組合のほうには求めてございます。そうした中で、ちょっと時

間をかけて同意率も上げてきたというふうに考えてございます。

○安藤委員

指導の点なんです、丁寧に対応していただきたいって伝えるのは必要ですけど、それで済むとは思いません。結果的に、先ほどもあったように、そういう手続をするというお知らせもなしに手続が行われ、区に送付された後に地権者にそういう話が行くという状況があったりとか、35名の方々が取り残されているという状況もあったりということで、やはり国会決議の規定に照らして、今回の設立認可申請受理、送付という品川区が行った行為は、私は整合性が取れていないと思うんですけども、今回のケースにおいて、周知徹底とか同意を得られない者の立場も十分に考慮されたと、品川区は根拠はどこにあるというふうに判断しているのか、その決議と中身の整合性に照らして、お伺いしたいと思います。

○中道都市開発課長

今回、事業認可申請書類を東京都のほうに送付したということは、まずは法律に沿って対応しなければならないということで、85名の方が同意書を出されたということで中身を確認し、資料に不備がなかったということで東京都のほうに送ったというところでございます。（7月28日に「84%の方」と答弁訂正あり）

また、区といたしましては、同意率3分の2以上というところで、権限はございませんけれども、やはり丁寧に対応していただきたい、より多くの方にご理解いただいた中で進めていただきたいということは常々、準備組合のほうにはお伝えをしているところでございます。そうした中で、今、84%まで同意率が上がってきたと。

また、まだ同意書が出されていない半分の方につきましては、まちづくりにつきましては理解しているけれども、権利が明確になっていないので同意できないといった形で、それにつきましては、権利変換を行わないと実際にもう形が出てきませんので、話の進展が見えないといった中、残りの方々につきましては、なかなかマンション等でお話もいただけない方も中にはいらっしゃるということで、そういった方につきましては、今後もより丁寧に何回も足を運んでご説明をしていただきたいという形で、準備組合のほうには指導している状況でございます。

○安藤委員

私は、この国会決議に照らしても、同意を得られない者の立場を十分に考慮して行われていないというふうに思いますし、やはりこの決議にのっとって、品川区としては認可申請が来ちゃったら審査するしかないということかもしれませんけれども、その前の協議はさんざんやっているわけですよね。ですから、出すなって言っていると思うんです。この段階であなた方、全然駄目でしょうと、この国会決議に照らして努力しているんですか、周知徹底不十分じゃないですか、考慮してくださいよと、やっぱり強く言うべきだと思うんです。私はそう思います。

ということで、ここについては最後、これで終わりにします。指導者として、指導する立場の者として、国会決議と整合性が取れているという立場ということでよろしいんですか。伺います。

○中道都市開発課長

都市開発課の課長といたしまして、現在、事業認可申請を東京都のほうに送付いたしました。指導の仕方としましては、今現在やるべきことはきちんとやったというふうな考えでございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

今もやり取りを伺いましたけれども、まちづくりの主体である地域住民が強く反対している武蔵小山再開発は直ちに中止すべきだと、初めに述べておきたいと思います。

陳情第17号と陳情第22号は、武蔵小山の再開発から住民と職場を守る会の方から、説明してくださいと陳情が寄せられております。しかし、先ほど課長は、関連資料の武蔵小山駅周辺における再開発の動きについてを説明しただけで、全くこの陳情に説明しようとしておりませんでした。なぜ説明してくださいという陳情が出されているのに、冒頭にまず説明しようとししないのか。質疑の中で、公表したくないとか、区は把握してないとか、いろいろ数字は言うておりましたけれども、まず説明してくださいという陳情が区民から出ているのに、何で冒頭、まず区の立場を説明しないんですか。その点伺いたいと思います。

あわせて、陳情第23号もそうです。要するに中止してくださいと、小山3丁目再開発を中止してくださいと上がっているのだから、区の考えをまず示すのが行政の姿勢じゃないですか。再開発の動きについて、このA4、1枚のチラシを読み上げていましたけれども、区民から陳情が上がっていることに聞かれないと答えないという姿勢はよくないと思うんです。まずは区の立場を表明する、そういうことが必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○中道都市開発課長

区の立場を冒頭で説明というところでございますが、武蔵小山の陳情につきましては、過去にも数多く出されてきている中で、今までこのような形で質疑の中で対応してきたところでございます。過去にも説明してくださいという陳情もございましたけれども、今回あったとおりのような形で対応してきて、特にそこに対して何か異議が出てきたということはないというところで、今回も同じような形で対応させていただきました。質疑の中でこういった明確な形で対応するというところでございます。ですが、今、委員からそのようなお話がございましたので、今後、円滑な議会運営というところで、どのように対応していくのか検討したいと思います。

○中塚委員

ありがとうございました。今後検討するということですので、ぜひ検討していただきたいと思います。やはり区民の方がここについて説明してくださいという陳情に対しては、冒頭、区としてはこう考えていますとか、この数字は何人ですとか、この数字は準備組合から非公表だと言われているので区としては把握していませんとか、まずそこは出さないと議論が始まらないと思いますので、ぜひ今後の対応について、まずご検討いただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

続いて、先ほどのやり取りも、今回の本会議でも部長さんがご答弁されておりましたけれども、まちづくりの主体は地域住民であると、再答弁、再々答弁では前提であると、区長さんに続いて部長さんもお答弁されておりました。ならば、なぜその地域住民が反対しているのに進めるのか伺います。別の言い方をすると、地域住民が反対しているのに再開発を進める理由は何か、伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

反対している方々もいらっしゃいますが、やはりこういったまちづくりに賛成している方々もいらっしゃるというところで、繰り返しになりますけれども、区といたしましては、1人でも多くの方にご理解をいただきたいという中で進めてきましたが、今、現段階の同意を取得するというところは、今現在、この説明が最大値かというふうに考えてございますので、今回、事業認可が出されたので、それに対して中身を拝見したというところでございます。

○中塚委員

地域住民が反対しているのになぜ進めるのかと伺いましたら、反対の人もいるけれども賛成の人もいるから、賛成の人の側に立って進めていくという、ひどい答弁だなと思いますよ。賛成と反対が分かれているのであれば、引き続き協議していくというのだったら分かります。でも、反対の人も賛成の人もいるから、賛成の人の意見を聞いて進めていくという、そういう説明でしょう、今のは。これが区長の言う、また部長も言った、まちづくりの主体は地域住民であるという答弁の意味なんですか。伺います。

○中道都市開発課長

先ほどもちょっと答弁させていただきましたけれども、同意を出されていない方の半数は、権利変換、いわゆる自分の資産がどのような形になるのかを知りたいというところがございます。区といたしましても、もちろん100%の同意という中でまちづくりを進めたいという思いは委員と同じでございますが、一方で、そういった中で賛成の方が非常に多くいらっしゃる、時間も非常にかけた中で今現在に至っているというところで、最終的には、やはり法律の中で申請書が出されたというところで、行政といたしましては、その法律にのっとって対応しているというところがございます。

○中塚委員

区としては100%同意で進めたいと、度々こういうご答弁もあります。がしかしという説明でしたけれども、じゃあ、ちょっとトーンを変えて、反対している住民も地域住民だと、そういうふうに区は考えているということなのか、それとも賛成している住民しか地域住民と考えないと乱暴なことを考えているのか、そこを伺います。

あわせて、地域住民と区長も部長もおっしゃいましたけれども、町をつくっているのは地権者だけではないんですよ。部屋を借りて住んでいる方、テナントを借りて商売されている方、また、この開発の特徴で言えばマンションにお住まいの方は何人地権者がいたって1人にしかカウントされないというこの理不尽な仕組みね。これは課長にぶつかってもそういう法律だから、法律自体が理不尽だと私は思うんですけども、様々いるわけですよ。その中で、区長も部長も言う地域住民というのは、賛成している人だけなんですか。反対している人も入っているんですか。そこを伺いたいと思います。

○中道都市開発課長

地域住民の方々につきましては、もちろんそこは反対をされている方々も地域住民というふうな認識でございます。区といたしましては、引き続き、準備組合に対して多くの同意をいただいた中で進んでいくといった形で進めていきたいというのは常々、準備組合のほうにも伝えておりますし、準備組合も今後、権利変換を行う中で、またそういった丁寧な対応をしていきたいというふうに聞いてございます。

○中塚委員

地域住民の中には反対住民も入っているとおっしゃいますならば、その住民が反対の声を上げていることを先ほどだと不同意で35人の方もいらっしゃることをどう考えるのか。これだけの固まりで同意できていないものを進めようとするこの再開発というのは、地上げ屋と一緒につくづく思います。丁寧に対応って言いますが、要するに丁寧に出ていってもらおうということになるんですよ、法律上はね。やめてほしいというのが住民の願いですから、そこは理解していただきたいと思います。

最後に、去年の建設委員会でも同様の趣旨の説明を受けておりますけれども、やはり私は、武蔵小山の再開発は都市計画決定の取消しが必要だと思います。都市計画決定の取消しの手続について、以前、説明を受けまして、簡単に言うと、決定する手続と同じように取消しの手続を歩んでいくという制度上の説明がありまして、できるんだなということは分かりました。つまり、小山3丁目第1地区の何人かの地権者の方々が都市計画決定の取消しをするまちづくりの勉強会を立ち上げて、区の支援をもらって、

そして、取消しの手続を進めていく。いよいよこういう取組が必要だと思うんです。改めて伺いたいのは、もう一度その都市計画決定の取消しの手続をご説明いただきたいのと、小山3丁目第1地区で何人かの地権者の方々が取消しのために、まちづくりを変えようと集まった際には、区としてはまちづくりとして支援をするのか伺いたいと思います。

○高梨都市計画課長

都市計画の変更の手続でございますけれども、かねてご答弁させていただいたように、現在決まっている都市計画を変えようという場合には、都市計画の変更の手続、決定のときと同様に、都市計画の案を都市計画審議会にかけるとして、変更の手続がそこでできるという審議がなされれば、手続としては可能になるというところでございます。当然、地域の中で、このようなまちづくりをしたいというところにつきましては、区としては、その方向性いかににかかわらず、自主的なまちづくりへの支援ということで、ご相談に乗る、もしくは助成金の支援等をさせていただくところでございます。

○中塚委員

私も昨年から建設委員を務めておりますが、リニア新幹線と一緒に、昨年も今年も、また武蔵小山に関してはもう何年も、長い間、区民の皆さんから様々な声が寄せられて、請願・陳情という形で中止を求める声がたくさん寄せられております。私はやっぱり、いよいよ区として進めていくという姿勢は改めるべきだと思います。今、課長からご説明があったように、変更の手続を進めていく、そのためには、まちづくりの支援として小山3丁目第1地区の何人かの地権者に集まっていただいて、決定の取消しを進めていこうということに対して、今、課長の答弁でも、方向にかかわらず自主的なまちづくりを支援していくというふうにおっしゃるわけですから、ぜひこの再開、都市計画決定の取消し、つまり武蔵小山再開をやめるその力が住民自身にあるんだということが確認されました。これで終わりにしますけれども、もうこれだけ声が上がっているものを進めようとする姿勢は改めるべきです。少なからず賛成、反対両方出ているんだしたら、引き続き協議を求めるべきです。結局法律をクリアしているから、他人の土地も建物も仕事も住まいも暮らしも、そこに積み重ねてきた長年の生活への思いや町の愛着も全部奪うような再開はやめるべきだと強く求めておきたいと思います。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

まず、令和7年陳情第17号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○せお副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

課長からの答弁もありましたように、区は、準備組合に対して引き続き丁寧な説明をということで対応していただいているので、そういったところも引き続き行っていただきたいという要望も入れて不採択とします。

○松永委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。

先ほどの説明とか議論を踏まえて、再開については法律にのっとって住民同士は話し合うものであ

るから、その意見をぜひ尊重していただければと思います。で、不採択にいたします。

○ゆきた委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

準備組合の臨時総会の中身についてのことであり、区では把握するのが難しい点と、資金計画や工期の変更についても、民間である準備組合が進める事業であることを確認させていただきましたので、不採択をお願いいたします。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択をお願いしたいんですが、229億円もの税金が投じられる事業でありまして、決定に関わる情報というのは当然、こうした形で区民の方も、特に当事者の方が自分の暮らしをかけて問うているわけですから、当然こういった情報は出すべきだと思いますので、賛成です。採択をお願いします。

○中塚委員

今日結論を出すということと、採択をお願いいたします。

重ねて述べますけれども、やはり説明を求めるという陳情に対しては、まず区の考えを示してほしいということと、説明を求めるというこの対応は、通常、開発の窓口でも説明できることだと思うんです。数字を出す出さないとか、区の判断、それはそれで説明をすればいいわけで、やはり、知りたい、説明してほしいという声に対しては丁寧に説明をしていただきたいと。あわせて、武蔵小山の再開発は直ちに中止をと、重ねて求めたいと思います。

○新妻委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○新妻委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第17号、小山三丁目第一地区市街地再開発準備組合令和6年度第一回臨時総会検証を求める陳情についてお諮りいたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○新妻委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、令和7年陳情第22号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○せお副委員長

本日結論を出すで、不採択をお願いします。理由は17号と同じです。

○松永委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。理由につきましては、先ほど述べたとおりです。

○ゆきた委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

先ほどの内容と重なるところもありますが、それとあわせて、理事者からもご説明があったように、地権者からの都市計画書では80%以上の同意書が集まって、都市計画法に基づいた内容で進められている点を確認させていただきましたので、不採択でお願いします。

○安藤委員

本日結論を出すで、武蔵小山再開発、小山3丁目第1地区は本当に中止すべきだと思います。それが前提なのですが、法の枠組みで、区長は出された申請を無効とすることまではできないんですけども、今回の準備組合のこの反対住民を多数残したままの申請というのは、もう不当そのものだと考えています。したがって、趣旨採択でお願いしたいと思います。

○中塚委員

今日結論を出すということと、趣旨採択でお願いします。

理由は先ほどと同じように、武蔵小山の再開発はやめるべきだと思っています。

○新妻委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第22号、都市再開発法案国会決議無視、不同意地権者排除非通知の小山三丁目第一地区準備組合令和7年度第一回臨時総会開催無効、再開発本組合設立申請無効に関する陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○新妻委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

次に、令和7年陳情第23号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○せお副委員長

本日結論を出すで、不採択でお願いします。理由は先ほどと同様です。

○松永委員

本日結論を出すで、不採択でお願いいたします。理由は先ほど述べたとおりです。

○ゆきた委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

区としても、説明会等を踏まえて周辺住民に情報を周知するように準備組合にお願いをしていくといったところで、現在求められているのを確認させていただきましたので、不採択でお願いします。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択をお願いしたいんですが、101名の方から中止を求める陳情ということで出されております。住民を追い出して、環境を壊して、莫大な税金投入と、こういった開発はやめるべきだと思いますので、採択をお願いします。

○中塚委員

今日結論を出すということと、採択でお願いいたします。

再開発について様々議論をしてきましたけれども、今日は特にテーマはこのことですが、最近、住宅が高騰したり、家賃が高騰したり、その要因がこの再開発の拡大だということも指摘されております。今日もいろいろ意見させていただきましたけれども、抜本的な見直しを強く求めておきたいと思います。

○新妻委員長

それでは、本陳情については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○新妻委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第23号、小山3丁目再開発の中止を求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○新妻委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、本件および請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

(1) 第12期品川区廃棄物減量等推進審議会答申について

○新妻委員長

次に、予定表3、報告事項を聴取いたします。

(1)第12期品川区廃棄物減量等推進審議会答申について、議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○篠田品川区清掃事務所長

それでは、私から、第12期品川区廃棄物減量等推進審議会答申についてのご説明を申し上げます。

Side books等の資料をご覧ください。まず、こちら1枚目についているのが答申の概要となっております。去る6月12日に、第12期の廃棄物減量等推進審議会に諮問をいたしました森澤区長に対しまして、答申が手渡されましたので、その内容についてのご報告となります。

初めに、諮問の背景でございます。第12期の審議会は、令和5年3月に第四次の品川区一般廃棄物処理基本計画が策定されたことを受けまして、区長から審議会に対しまして、その達成に向けた取組を着実にするべく、諮問がなされたということでございます。

2番目の諮問内容でございます。品川区一般廃棄物処理基本計画（第四次）の目標達成に向けた効果的な清掃・リサイクル事業の運営についてとなっております。

3番目が審議の内容となっております。計画の達成に向けました施策の実施状況を確認し、取組の検証および新たな取組の必要性について意見を交わしたということでございます。その下（1）計画の基本方針として、①のごみの発生抑制の推進から4つ、それから（2）としまして、目標と進捗ということで、それぞれの基本方針に対する設定された目標指標と、それぞれの進捗状況について表にまとめてございますけれども、これらにつきましては、この後、答申の中身を説明させていただきますので、ここでの説明とさせていただきます。

4番の答申の概要でございます。こちらこの後、答申のほうで説明をさせていただければと思います。

では、お進みいただきまして、Side Booksをご覧の方は52分の8ページ、目次等が続きますので、52分の8ページをお開きください。答申のページ数でいきますと2ページになります。こちらが諮問の基となった廃棄物の処理計画の概要となります。

次のページに、4つの基本方針が記載されてございます。先ほどの審議内容のところにあった4つの基本方針でございます。審議会では、2年間にわたりましてそれぞれの方針ごとに議論をまいりました。

また1ページお進みいただきますと、それぞれの方針ごとの目標値とそれに対する直近の実績値が記載されてございます。そちらをご覧くださいますと、最初の区民1人当たりの1日のごみ量、こちらは令和6年度の実績値が431グラムと記載されてございますけれども、よく見ていただくと、中間目標の437グラムを既にクリアしているということがお分かりいただけるかと思えます。次の資源化率につきましても、目標に向けた推移として順調に伸びてきている状況がございます。項目1つ飛びまして、世論調査「まちの清潔さ」につきましても、目標に向けて微増といった状況でございます。一方、今飛ばしましたその上の事業用大規模建築物のリサイクル率につきましては、令和3年の基準年の62.4%と比べますと、6年度は59.2%と後退していることが分かります。こういった状況も踏まえつつ、審議会では意見が交わされました。

それでは、それぞれの方針ごとに簡単にご説明をさせていただきます。

ページをお進みいただきまして、Side Booksですと52分の18ページをお願いいたします。答申のページ数でいきますと12ページになります。こちらが方針の1番目、ごみの発生抑制の推進となります。次のページでは区の取組についての説明が記載されておりますが、まず12ページのほう、ごみの発生抑制の推進についてですけれども、ここでは、コロナ禍などの状況も踏まえつつ、全体としては、ごみの発生は減少傾向にあることが記載されてございます。

次のページには区の取組としての説明の記載がございまして、具体的には、生ごみ処理機の購入助成ですとか、ページをまた進んでいただきますと、粗大ごみからのリユースやフリーマーケットの取組など、区として取り組んでいることを説明させていただいているところです。

次のページですけれども、それに対しまして審議会のご意見は、より分かりやすい情報提供や排出されるごみの研究などのご意見をいただきました。具体的には、その下にあるような、生ごみの水切りで

すとか、さらにページを進んでいただきまして、再使用のさらなる促進などについて、具体的な意見をいただいたところでございます。

次に、ページをお進みいただきまして、S i d e b o o k s だと52分の24ページ、答申のページ数でいきますと18ページになります。基本方針2、リサイクルの推進についてでございます。廃棄物の処理計画におきましては、その次のページでございますとおり、最終目標を資源化率35.5%に設定しておりまして、さらにページをめくっていただきますと、上の表にもあるとおり、近年では、粗大ごみからのリユース、リサイクルにも積極的に取り組んでいるということをご報告させていただいたところでございます。

具体的には、その次のページでございますけれども、区の実施の説明がございまして、例えば、区民の自主的な活動の支援として、集団回収やフリーマーケットの支援、またページの下側、区の実施としての資源サイクル品目の充実や、ページを進んでいただきまして、ステーションや拠点での回収の充実、また、その先のページで、小型家電や充電式電池の回収の実施などの紹介をいたしました。

それに対するご意見といたしまして、またページを進んでいただきますと、各種イベント等での周知啓発ですとか、集団回収等の充実、さらに、資源ステーション回収の見直しなどのご意見もいただいたところでございます。

次、またページを進んでいただきまして、S i d e b o o k s だと52分の32ページになります。答申のページ数でいきますと26ページになります。こちらは基本方針の3番目、事業系ごみの削減に関する審議状況がまとめられているものでございます。ここでは、3,000平米以上の事業用施設におけるリサイクル率70%を目標としてございますけれども、一番最初に見ていただいた概要資料でもご説明させていただいたとおり、目標に向けての実績が基準年を下回っており、若干足踏み状態となっているところでございます。事業系ごみにつきましては、基本的に区が直接収集をしないため、働きかけに難しさもございます。

次のページでございますとおり、ごみ発生抑制の実施や立入検査などを実施しておりますけれども、なかなか思うように進んでいない状況がございます。

さらにページを進んでいただきますと、審議会からのご意見としては、ごみの適正排出の推進ですとか、リサイクルの推進につきまして、新たな施策の導入ですとか、マテリアルリサイクルの仕組みづくり、また、3,000平米以下の小規模事業者への働きかけなどのご指摘をいただきました。

続きまして、またページのほうをお進みいただきますと、S i d e b o o k s だと52分の37ページになります。答申のページでは31ページになります。こちらからは、ごみの適正処理の推進についてまとめられたところがございます。ここでの目標は、世論調査における「まちの清潔さ」を指標としておりまして、具体的な実施としましては、ページをお進みいただきまして、適正排出の推進として、各戸収集、カラス対策、効率的な収集体制の構築や環境教育の実施などを紹介させていただいたところでございます。

また、これらに対する審議会のご意見としましては、ページをまた進んでいただきまして、52分の42ページになります。答申ではページ数でいきますと36ページです。多様な住民の方々への周知・啓発活動、あるいはICTの活用、また、環境教育としてのスケルトン仕様の清掃車の一層の活用ですとか、廃棄物減量等推進員の活躍、こういったものについてご意見を頂戴したところでございます。

以上のとおり、第4次廃棄物処理基本計画の基本方針に沿った2年間にわたる議論を経まして、今回の答申が出されました。その内容につきましては、またページ若干進んでいただきまして、S i d e b o o k s

の52分の44ページ、答申ページ数でいきますと38ページになります。こちら、第6章、今後の取組への提言となっておりますけれども、この部分が今回の答申となるものでございます。ここでは、審議会における議論の経過に触れた後、区民の理解を深めるため、周知・啓発にさらに力を入れることが求められています。

また、廃棄物処理基本計画への取組としまして、4つの基本方針のうち、3つの方針で目標達成に向け順調に推移していることについて評価されている一方、事業系のごみのリサイクル率では足踏み状態となっている点について、新たな取組を求められているところでございます。

最後に、「循環型都市しながわ」実現のため、取組の効果の分析や事業のスクラップ&ビルドを進め、施策のより効果的な展開を図ることが重要であり、さらなる区取組を期待すると締められております。清掃事務所では、この答申を踏まえまして、計画の達成に向けた取組にさらに力を入れてまいり所存でございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○安藤委員

1点だけ。今回の答申で、家庭ごみの有料化というのは入ったのでしょうか。伺います。

○篠田品川区清掃事務所長

今回の答申の中では、家庭ごみの有料化というのは具体的な項目としては入ってきてございません。議論の中では一部の委員からお話ございましたけれども、答申の中には含まれていないものでございます。

○安藤委員

よく分かりました。有料化は、一時的に減ったとしても、すぐまたリバウンドするということで、区民負担を増やすだけということが言われております。今、この物価高で、区民生活が苦しい中で、安易に行うべきではないと、絶対行うべきではないということを改めてこの場をお借りいたしまして申し上げておきたいと思っております。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ゆきた委員

令和6年度から資源プラスチックの回収が本格的に始まって、答申の21ページにも、令和6年度の回収実績は令和5年度より21%増加と、効果が出ているというのを確認させていただきました。ですが、現場からは、どのくらいの実績が出ているのかをさらに周知してほしいと、そういったお声もあります。この回収した資源プラスチックがどのように役立っているのかというのを分かるようにしてもらいたいという声がありまして、区のホームページのほうでは動画で、回収した資源プラスチックがペレットとなって、さらにペレット等になっているというのが紹介されていますが、ほかにどのようなものになっているのか見える化してほしいというお声があります。厳しいお声の中では、ペレット以外、ほかは何になっているのだというようなお声もあります。どんなものに役立っているのかというのが分かれば、日常のごみの分別が、さらなるモチベーションの効果が上がるようにも上向いていくのではないかと思います。この辺についてお聞きできればと思います。

○篠田品川区清掃事務所長

資源プラスチックのリサイクルの先の話だと思います。容器包装リサイクル法に基づきまして、様々なプラスチック製品の収集・回収をしているところなのですが、こちらのリサイクルに関しましては一定の法に基づいた流れがございます。現在は、国が決めた枠組みの中で、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会のほうで処理する先を決めていただいて、そこに流すという形になっているのですが、品川区から出されたものに関しましては、令和6年度には基本的に全てパレットになっていました。ただ、実は毎年、処理するリサイクルの業者というのは変わっていくのです。ですので、今年度に関しましては全てがパレットにはなっていないくて、一部がいわゆる燃料系のもの、プラスチックですので、もともとが石油でできていますので、燃料の点火剤ですとか、そういったものにもリサイクル、かなりたくさん変わっているところがございます。ですので、実は毎年、何に変わっていくかというのは変化をしていくということになります。こちらの周知につきましては、ホームページ等もありますけれども、また私どもでも「ごみ・リサイクル通信」といったものも発行していますので、様々な媒体を使って区民の皆様へのお知らせに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○ゆきた委員

ありがとうございます。確認できました。

周知の方法で、広報しながわでの特集を増やしたりとか、あと、短い動画で、活用するものがこういったものになっているというのをさらに周知していくことを検討していただければと思います。また、より一層広報に努めていって、教育にもつながるような形にしていいただければと思いますので、お願いいたします。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○中塚委員

清掃事務所の方々は、日頃からごみの収集、分別、様々な事業に携わっていただきまして、本当にありがとうございます。答申に関わってというところで、本当に今暑いので、職員の方が一生懸命、暑期中、戸別収集されている姿を見ると頭が下がる思いです。町の中で欠かせない人たちだなど、仕事だなど、心から感謝を申し上げたいと思います。

審議会でも熱中症対策を伺って、ファンがついている服を着てやられているということで、私も確認をしておりますけれども、やはりさらに暑くなっているという面では、職員の方が働きやすい環境といえますか、6月なのに朝からこんなに暑いという状態ですので、より一層の熱中症対策、働きやすい環境は知恵を出して生かしていただきたいなと思うのです。日頃から様々話し合っていることと思いますけれども、やはり去年より今年のほうが暑いということを皆さん実感していると思うので、さらなる熱中症対策の充実を求めたいと思うのです。現状と今後の方向性、ぜひけがのないように進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○篠田品川区清掃事務所長

今、委員から熱中症対策ということで、その前に職員に対するねぎらいをいただきまして、本当にありがとうございます。正直、我々も6月にこんなに暑くなるとは思っていなかったところがあるものですから。今、委員からご紹介いただいたとおり、昨年度からファン付きの作業服を入れまして、それが相当涼しいということで、実は、入れてないころには、外が35度のときに35度の温風を入れても暑いだけではないかという指摘もあったのですが、作業している者からすると、やはり風が流れるだけでも全然違うというようなことで、特に、作業のときはしょうがないのですが、移動するときは車

に乗りますものですから、車に乗ると車の中のクーラーの冷えた空気が一斉に入ってくるので、もう一瞬のうちに汗が引くというような形で、熱中症対策に非常に有効であるということで、今年各職員、洗い替えの分も含めて対応できるようにということで追加で購入しています。

そのほかの熱中対策ということになりますと、正直、作業自体が変わらないものですから、なかなか有効な熱中症対策というのは我々も探しあぐねているようなところがございます。今年度から厚生労働省のほうの熱中症対策の基準が少し強化されたりしたこともありまして、我々もできる限りのことはやっていきたいと思っているところがございます。夏場に作業の全体の量を減らすために、例えば臨時の職員を入れるとか、そういう対応が取れば一番いいのですけれども、なかなかそれは難しいなど。今、臨時の職員を採ろうとしてもなかなか採用までいかない、必要数が満たないというような状況もございまして、できるだけ職員、作業員の負担が減るように考えていきたいとは思っているところですが、具体的にこれがあれば絶対だというような方法がなかなか見つからないのが現状でございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。

○せお副委員長

ご説明ありがとうございます。こちらにも書かれているように、私も事業系ごみのほうがすごく気になっています。本当に区は頑張っていてやっていただいている……、都が頑張っていないとかではないのですけれども、収集方法とかも異なるので、本当に難しいところだなと思っていたのです。こちらの答申の中にも、東京都の3Rアドバイザーと連携してというのものあるのですけれども、もっと何か東京都と連携できることはないのかなと思っています。そういったところで今考えていることがあれば教えていただきたいです。

○篠田品川区清掃事務局長

事業系ごみについてのお尋ねでございます。ご案内のとおり、事業系のごみというのは区が収集をしていないというのが一番大きな点でございます。一般の家庭ごみとか資源回収などであります。職員が収集作業している中で気がついたことがあれば、いろいろお話をさせていただきながら、出し方についてもご指導みたいな形でさせていただくこともあります。何分事業系のごみは直接収集をしていないものですから、そういったことで事業者とのつながりが持てないといったところが最大のネックかなと思っています。

そういう意味では、そこにも書かせていただいているとおり、今ご指摘もあったとおり、東京都と様々な形で連携をするような形も考えているところではあるのですけれども、やはり東京都も直接収集しているわけではないものですから、なかなかそういったところで難しい点がございます。

今、これは区長からの指示もあるのですけれども、やはり事業系のごみに関しましては、排出される事業者に対して直接どんどん働きかけていく必要があるだろうということで、例えば商工会議所ですとか、そういったところへの働きかけなどを今考えているところがございますので、できるだけ清掃事務所としましても外に出て、働きかけを強めるような形で何らかできないかなということで、今考えているところでございます。

○新妻委員長

ほかによろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 西小山分室の閉鎖について

○新妻委員長

次に、(2) 西小山分室の閉鎖についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○篠田品川区清掃事務所長

続きまして、西小山分室の閉鎖についてご説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。西小山分室の閉鎖ですけれども、実はこちら、清掃事務所の全体の体制の見直しの中での話ということで、資料の一番下に表がついているので、そちらをまず簡単に先にご説明をさせていただきますと思います。

一番左、令和6年4月の時点での清掃事務所の体制です。清掃事務所は大崎にございます品川庁舎を基本に、北品川の分室、荏原の分室、西小山の分室という4つの施設の体制を取ってございます。こちらに関しまして、まず最初に北品川の分室が今回改築ということで、現在、その改築工事のために閉鎖がされていますので、北品川分室にいた職員をどう配置するかということの中で、一つはその隣、令和6年10月の時点で、そこに小型特殊班統合と書いてあって、北品川と西小山の分室からそれぞれ荏原分室に移動するような形で書いてございます。小型特殊班というのは、一般の、いわゆるパッカー車と言われるごみの収集車の小さい版だと思っていただければいいのですけれども、要はより細い路地にも入っていけるような形のごみの収集車を活用している班、その班を荏原のほうに集約したということです。この時点で、もともと西小山の分室というのは持っている地域が小さかったものですから、職員が少なかったのですけれども、さらに少なくなったというような状況がございます。

それで、今年の1月になりまして、北品川の分室の工事のために、北品川の分室を一旦閉鎖をしてございます。それを受けまして、令和6年の10月の時点で1回、西小山の分室が小さくなってしまって、そのまま移行してきたのですけれども、やはり人数が少ないということで様々なデメリットがあって、今回閉鎖に至ったというものでございます。

資料の上のほうに戻っていただきまして、1番の目的でございます。北品川分室の建て替えに伴う組織体制の構築に当たり、小規模化した西小山分室を閉鎖して荏原分室に統合することで、人員の効果的な配置と経費の削減を図るということでございます。

具体的には、2番の背景に記載をされているとおりでございます。一つは、西小山分室の極端な小規模化ということで、西小山分室は先ほど申し上げたとおり、小型特殊班というのを荏原分室に統合した結果、職員が16名という非常に小さい事務所になってしまったということがございます。小さい事務所になるとどうなるかといいますと、その下にある適正な人員配置の困難化ということで、作業職員というのが、基本的には収集計画に基づいて配置をしているのですけれども、正直なところ、今どうしても不足をするということで、会計年度の職員を充てているところがございます。ただ、こちらも、それぞれの事務所ごとに必要な数字というのが出てきますので、そうなりますと、近年、会計年度の職員に関しましては、やはり募集をかけても応募する人間が非常に少なくなってきているというような状況がございまして、分室ごとに必要数を満たそうとすると、なかなか充足できないというようなことがございます。そういった状況の中で、分室を統合することによりまして、効果的な職員配置が可能になるということがございます。

そういったことも含めまして、3番の効果ですけれども、一つは今申し上げた効率的な人員配置ということ、もう一つは施設の維持補修・運用経費の削減ということで、少ない人数の事務所とはいえ、一

つの事務所として持っていれば光熱水費等、様々な形でお金がかかるというのがございますので、そういった部分も含めて効率化を図るといったことを目的に、今回閉鎖をするというものでございます。ただ、こちらの西小山分室に関しましては、職員の詰所としての機能だけでございまして、いわゆる窓口を持った区民サービスはございませんでしたので、閉鎖することによって区民の方に対するご負担があるといったことはございません。

資料下部、スケジュールでございます。スケジュールに関しましては、夏季に関しましては様々な形で職員の補充が必要になってきますので、例年募集をかけているのですけれども、今回は西小山分室を初めから募集の対象外としているということ。それから統合の期日、実は本日をもって西小山分室は閉鎖という形になります。ですので、今ちょうど収集作業が終わったぐらいの時間だと思うのですけれども、これから職員それぞれ片づけをして荏原分室のほうに移動するというので、今日をもって閉鎖して、明日からは機能しなくなるという状況でございます。また、この西小山分室に関しましては、窓口業務がないということは先ほど申し上げたとおりなのですけれども、地域の皆様にも長年様々な形でお世話になりましたので、今週の2日に町会長会議のほうで、地域に対して正式にお話をさせていただく予定になってございます。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○安藤委員

3点伺いたいです。結果的に、経年的に見ると3つの分室が一つになるということになると思うのですが、この一連の経過で職員定数というのは何か変更が出ることになったのかというのを伺いたいの1点。それと、区民サービスの低下なしと書いているのですけれども、区民にとってはそうかもしれないのですけれども、実際に担う職員にとって労働強化とかならないのかなというのがちょっと心配なのですが、これまでと同じ業務を担う中で、人が減ってしまうとか、そういった心配はないのかというのが2点目。3点目は、今日をもってということですが、西小山分室というのはどれぐらいの建物で、どれぐらいの敷地面積で、それは区が所有しているものなのかとか、どこにあるのかとかというのをちょっと改めて伺いたいと思います。

○篠田品川区清掃事務所長

3点ほどお尋ねをいただきました。

1つ目が職員定数の関係でございます。職員定数はあくまで作業量に基づいて決められてございます。分室がなくなることによって作業量が減るわけではございませんから、これまでと同様の職員定数をずっと維持をしているところでございます。

それから、労働強化にならないかということでございます。収集の作業というのはちょっと変わっていきまして、ご案内のとおり、車に出て行って、車に乗って、作業員が車にごみを積んで行って、いっぱいになるとどうなるかという、そのまま品川の清掃工場に持って行って、ごみを下ろして、また元のところへ戻ってきて収集を再開するという作業になります。ですので、分室がなくなったことによってということではないのですけれども、一部、分室がちょっと遠くなるということもありますので、そうした場合に作業の待ち時間が若干増える可能性はあるかなということではあるのですけれども、それは決して労働強化という意味ではございません。基本的に、あくまで作業に応じた必要な人数を配置してございますから、労働強化みたいなものにはつながらないということでございます。

それから、西小山分室の大きさでございます。西小山分室は、場所がすごく分かりづらいのですけれども、西小山の駅から立会川のほうに向かって行って、歩いて5分ぐらいところなのですけれども、住所でいうと荏原7-7-2ということになります。本当に住宅地の真ん中に小さい事務所がぽつんと建っているような感じになります。地上3階建てで、敷地面積が235.87平米ということで、延べ床面積が318.92平米ということになります。施設としては本当に小さい施設でございますので、現状は先ほど申し上げたとおり、今日までいる職員は全部で16人の職員がいるという施設でございます。

○安藤委員

ご説明ありがとうございます。待ち時間が増えるということになりますと、いわゆる拘束時間、労働時間が増えてしまうのではないかとかと、ちょっと心配してしまうのですが、待ち時間が若干増えるかなという点に対しての対策とかというのは考えていらっしゃるのかということ、それとあと、もう廃止ということなのですけれども、この跡地については何かもう既にお考えを持っているのか、どんな検討を、これからなのか、それとも全くこれからということなのか、それともある程度はこういうふうな使い方というのをちょっと検討中みたいなものがあるのか、そこをお伺いします。

○篠田品川区清掃事務所長

待ち時間が延びることによる拘束時間への影響でございます。基本的には、勤務時間というのは決まっているものですから、その中での待ち時間という話になりますので、全体の時間が長くなるということはありません。あくまで勤務時間の中で対応するという形になります。

それから、跡地利用に関してです。職員が全員ここから出ていくことになると、完全に空いた施設となります。区役所の場合は、施設の有効活用、跡地活用に関しましては、企画課のほうで担当してございますので、そちらのほうに話を持って行って、今後の対応については検討してもらっているという状況でございます。

○新妻委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 専決処分 of 報告について (報告第24号)

○新妻委員長

次に、(3) 専決処分 of 報告について (報告第24号) を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大友公園課長

私からは、報告第24号、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分 of 報告についてご説明させていただきます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、文庫の森公園で起きた利用者の負傷事故に伴う和解及び損害賠償額の決定につきまして、令和7年5月2日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、議会へ報告させていただくものです。

事故の概要でございます。資料は、本会議の議案資料 of 報告第24号をご覧ください。

事故の発生は、令和6年10月3日、豊町1丁目16番 of 文庫の森公園内において、園内の樹木の枝が強風により落下したため、利用者に当たり、右前額部 of 打撲等を負ったものでございます。

示談の内容でございますが、慰謝料、治療費等の損害賠償金を品川区が支払い、以後、本件に関し、双方とも裁判上、裁判外を問わず、何ら異議申立てをしないことを確約いたしました。

損害賠償額につきましては、4万3,950円で、相手方は記載のとおりでございます。

本件事故を受けまして、公園・児童遊園内の樹木について一斉点検を実施し、再発防止に努めるとともに、本事例を公園維持管理事業者内に周知し、日常点検において、より一層注意を払うなど、安全安心な公園に向けた維持管理に努めてまいります。

今回の事故を真摯に受け止めて、同様な事故の再発防止に努めてまいります。

このたびは大変申し訳ありませんでした。

○新妻委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、以上で本件及び報告事項を終了いたします。

4 その他

○新妻委員長

最後に予定表4のその他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、建設委員会に関わる項目について、所管質問をされたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目とそれに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

○中塚委員

所管質問ということで、のだて稔史区議会議員の一般質問で、「29号線道路と戸越公園駅北地区再開発は中止し、住民参加で緑と福祉のまちづくりを」という項目です。質問ですけれども、部長の答弁で風の状況について区民から声が寄せられていると。ビル風が強いとか、倒れそうになったという声を森澤区長に伝えているという答弁が何度かありました。私の認識では、戸越19番地の再開発のことだと思っているのですけれども、質問は森澤区長に伝えたということなので、森澤区長は何と言っていたのか、住民の声を聞いて何か指示があったのか、どんな指示があったのか、伝えたということなので、そのアクションというのですか、そこを質問したいなと思っておりました。

○新妻委員長

それでは、今、中塚委員から、一般質問、共産党ののだて委員が行った、「29号線道路と戸越公園駅北地区再開発は中止し、住民参加で緑と福祉のまちづくりを」の質問の中の風の状況について、理事者からの答弁では、森澤区長へ伝えているとの答弁がありましたが、伝えた上での区長の指示について、どのような指示があったのかということをお聞きしたいということでございますので、明日の委員会で理事者の答弁をいただきたいと思っております。

ほかに、その他で何かございますか。

○安藤委員

所管質問なのですが、6月27日の筒井議員の「新駅の可能性について」の質問で、東山ルートでの可能性について質問があったと思います。検討事業と予算にも計上されていると思うのですが、その内容と、あと現時点でどのルートのどこで検討可能性を探っているのかということの候補地について教えていただければと思います。

○新妻委員長

それでは、安藤委員から、筒井ようすけ議員の一般質問の中の「新駅の可能性について」という項目に関連をして、新駅のルート、候補地についてをお聞きしたいということでございますので、併せて明日の委員会で理事者の答弁をいただきたいと思います。

この2点でよろしいでしょうか。

それでは、ほかにその他で何かございますか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後3時11分閉会